

平成30年美浦村告示第66号

平成30年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月7日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成30年6月12日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成30年美浦村議会第2回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	6月12日	火	(開会) ○本会議 ・報告、質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	6月13日	水	○厚生文教常任委員会(議案調査) ○経済建設常任委員会(議案調査)
3	6月14日	木	○総務常任委員会(議案調査)
4	6月15日	金	○本会議 ・一般質問
5	6月16日	土	○議案調査
6	6月17日	日	○議案調査
7	6月18日	月	○議案調査
8	6月19日	火	○議案調査
9	6月20日	水	○議案調査
10	6月21日	木	○議案調査
11	6月22日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成30年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成30年6月12日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第3号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第4号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第5号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第6号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第7号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第8号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命について

議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命について

(一括報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

(平成29年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

(平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第12号 村道路線の廃止について

議案第13号 村道路線の認定について

議案第14号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第1号）
- 議案第19号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 工事請負契約の締結について  
（災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る工事）
- 議案第22号 物品売買契約の締結について  
（災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る物品）
- .....

#### 1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

#### 1. 欠席議員

なし

#### 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	平野芳弘君
保健福祉部長	吉田正己君
経済建設部長	北出攻君
教育次長	中澤眞一君
総務課長	山口栄美君
企画財政課長	菅野眞照君
税務課長	高橋利夫君
国保年金課長	鈴木章君
都市建設課長	吉田公一君
経済課長	木鉛昌夫君

上 下 水 道 課 長 梶 口 哲 雄 君

## 1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書	記 木 村 弘 子
書	記 高 松 良 幸

---

午前10時00分 開会・開議

○議長（沼崎光芳君） 改めましておはようございます。

第2回定例会のご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思  
います。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。平成30年第2回美浦村議会定例会にご参集、  
大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、地域住民の先頭に立ち、村政の発展と活性化にご尽力されて  
おりますことに、改めて感謝申し上げます。

春から初夏へと変わる中、目に映る木々の緑も一段とまぶしく感じられ、成長にはよき時  
節となってまいりました。

また、日本列島も南から梅雨に入り、関東地方も6日には梅雨入りとの報道がありました。  
これからは30度を超える猛暑日が多くなりますので、議員各位におかれましては、体調管理  
をされて村政発展にご尽力くださりますよう、お願いいたします。

今、国政では働き方改革やカジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案など、審議が大  
詰めを迎えておりますが、森友学園をめぐる問題は大阪地検が疑惑解明には至らず、不起訴  
処分との発表があり、真相は解明したというのが国民が納得できる報告ではなく、財務省の職  
員がかかわった文書改ざんで、20名が処分され、幕ひくようであります。

加計学園では、愛媛県と今治市に報告した安倍首相と加計理事長の面会記録は、学園事務  
局長が「実際にはなかった。誤った情報を与えた」とのコメントを発表し、県と市に謝罪し  
たとの報道がありました。嘘の説明で獣医学部補助金が93億円ついたことは、国会も国民も

蚊帳の外、納得できる説明を期待したいが、闇の中であります。

また、東アジアでは、北朝鮮の核ミサイル問題は大きく進展し、6月12日、本日です。米朝首脳会談がシンガポールで行われ、完全非核化への交渉が期待されるところであります。また、拉致被害者の交渉もトランプ大統領頼みで解決の見込みはなく、日朝交渉の開催に期待し、全面解決に至ることを望みたいものであります。

村では、屋外防災行政無線整備事業の施工業者選定の結果、KDDI株式会社が受託し、村内の調査に入る予定であります。

施設園芸の強い農業づくり交付金では、大塚地区で高糖度のトマト栽培を申請していました「株式会社一農」がほぼ確定し、採択される見込みであります。美浦村の施設園芸が話題となるには、今年度も事業を進めることができるよう、パプリカの新たな事業者を誘致し、日本一の生産地としての確立を進めていきたいと思っております。

また、今週の土曜日、16日には稲敷市において、霞ヶ浦沿岸の水防訓練が行われますので、議員各位にも参加されますようお願いをいたします。

本定例会提出議案であります。報告第1号と2号で、繰越明許費計算書についてが2件、議案第1号と2号で、専決処分の承認を求めることについてが2件、議案第3号から11号で、美浦村農業委員会委員の任命についてが9件、議案第12号と13号で、村道路線の廃止についてが2件、議案第14号で、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第15号で、美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第16号で、美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第17号で、美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第18号で、平成30年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件、議案第19号で、平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第20号で、平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第21号で、工事請負契約の締結についてが1件、災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務にかかわる工事であります。議案第22号で、物品売買契約の締結についてが1件、災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務にかかわる物品の計24案件であります。

議員各位には、住民と協働のまちづくりを目指し、「人と自然が輝くまち美浦」の充実に、ご支援ご協力をいただきますとともに、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

13番議員 石川 修 君

1番議員 松村 広志 君

2番議員 竹部 澄雄 君  
以上、3名を指名をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から22日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から22日までの11日間と決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第3号 美浦村農業委員会委員の任命についてから、日程第8 議案第8号 美浦村農業委員会委員の任命について及び日程第9 議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命についての7議案を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号から議案第8号及び議案第10号の美浦村農業委員会委員の任命についての提案理由を、関連する議案でございますので一括してご説明申し上げます。

この議案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正が、平成28年4月1日に施行されたことによりまして、農業委員の選出方法が、これまでの選挙による方法から、村長が議会の同意を得て任命する方法に変更され、現在の農業委員の任期が平成30年7月28日まででありますことから、農業委員9名の任命につきまして、議会の同意を得るため提出いたしましたものでございます。

それでは、個別の内容につきまして、議案第3号からご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号の松本博志氏につきましては、土屋に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦によりまして応募された方となります。

農業経営の状況につきましては、主として露地野菜、約2.4ヘクタールの営農を家族経営により行っております。

主な経歴といたしましては、平成12年より「美浦村認定農業者の会」の会員となり、現在は会長を務めております。

以上のようなことから、松本氏は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進や農業委員会の所掌する事項に関して職務を適切に行うことのできるものと判断いたしました。

さらに、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員の過半数を認定農業者とすることとされておりますことから、認定農業者であります松本氏を任命しよ

うとするものでございます。

次に、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号の坪井文男氏につきましては、木原に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募された方となります。

農業経営の状況につきましては、主として水稲や転作作物、約55ヘクタールの営農を行っております「きはらファーム」の代表取締役を務めております。

主な経歴といたしましては、平成16年より「美浦村認定農業者の会」の会員となり、以前に会長を務め、現在は監事を務めております。

また、平成27年より現在まで美浦村農業委員を務めております。

以上のようなことから、坪井氏につきましても適任と判断し、さらには認定農業者でありますことから、坪井氏を任命しようとするものでございます。

次に、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号の天津英幸氏につきましては、大山に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募された方となります。

農業経営の状況につきましては、主として水稲や転作作物、約12ヘクタールの営農を家族経営により行っております。

主な経歴といたしましては、平成11年より「美浦村認定農業者の会」の会員となり、以前に副会長を務め、現在は理事を務めております。

以上のようなことから、天津氏につきましても適任と判断し、さらに認定農業者でありますことから、天津氏を任命しようとするものでございます。

次に、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号の本橋透氏につきましては、本橋に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募された方となります。

農業経営の状況につきましては、主として水稲や転作作物、約48ヘクタールの営農を行っております「本橋農園」の代表取締役を務めております。

主な経歴といたしましては、平成21年より「美浦村認定農業者の会」の会員となっております。

以上のようなことから、本橋氏につきましても適任と判断し、さらに認定農業者でありますことから、本橋氏を任命しようとするものでございます。

次に、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号の石嶋敏明氏につきましては、興津に在住の認定農業者で、「美浦村認定農業者の会」の推薦により応募された方となります。

農業経営の状況につきましては、主として露地野菜や水稲、約18ヘクタールの営農を家族経営により行っております。

主な経歴といたしましては、平成25年より「美浦村認定農業者の会」の会員となり、現在は理事を務めております。

また、平成29年から「茨城かすみ農業協同組合」の理事を務めております。

以上のようなことから、石嶋氏につきましても適任と判断し、さらに認定農業者でありますことに加えまして、農業委員会に関する法律第8条第7項の規定により、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされており、50歳未満の者を任命するよう求められておりますことから、現在40歳の石嶋氏を任命しようとするものでございます。

次に、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号の葉梨 衛氏につきましては、木原に在住の方で、「茨城かすみ農業協同組合」からの推薦により応募された方となります。

主な経歴といたしましては、「茨城かすみ農業協同組合」の組合長理事を5期務められております。また、昭和57年より美浦村農業委員となり、同年より現在まで会長を務めております。また、昭和57年より茨城県農業会議会議員となり、平成11年から現在まで会長を務めております。

また、昭和46年から村議会議員、平成3年からは茨城県議会議員を務めております。

以上のようなことから、葉梨氏につきましても農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進や農業委員会の所掌する事項に関して職務を適切に行うとのできるものと判断し、葉梨氏を任命しようとするものでございます。

次に、議案第10号についてご説明申し上げます。

議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号の武田貞巳氏につきましては、牛込に在住の方で、自薦により応募された方となります。

主な経歴といたしましては、平成21年より平成23年まで美浦村農業委員を務めております。

また、平成11年より平成23年まで美浦村議会議員を務めております。

以上のようなことから、武田氏につきましても適任と判断し、武田氏を任命しようとするものでございます。

以上、議案第3号から議案第8号及び議案第10号を一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第3号 美浦村農業委員会委員の任命についての質

疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第4号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕。

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第5号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第6号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第7号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第8号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第10号 美浦村農業委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる下村 宏君の退場を求めます。

[10番下村 宏君退場]

○議長（沼崎光芳君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第9号 美浦村農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの議案第3号から議案第8号及び議案第10号と同様、法改正の施行により、農業委員の任命について議会の同意を得るために提出いたしましたものでございます。

下村 宏氏につきましては、土浦に在住の方で、「稲敷農業協同組合」からの推薦により応募された方となります。

主な経歴といたしましては、平成21年より「稲敷農業協同組合」の監事を務め、平成27年から現在まで理事を務めております。

また、平成19年から平成24年までと、平成27年から現在まで美浦村農業委員を務めております。

また、平成19年から現在まで美浦村議会議員を務めております。

以上のようなことから、下村氏につきましても適任と判断し、下村氏を任命しようとするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、下村 宏君の除斥を解き入場を許します。

[10番下村 宏君入場]

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命についてを議

題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となる石川 修君の退場を求めます。

[13番石川 修君退場]

○議長（沼崎光芳君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第11号 美浦村農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの議案につきましても、さきの議案第3号から議案第8号及び第議案第10号と同様、法改正の施行により、農業委員の任命について議会の同意を得るために提出いたしましたものでございます。

石川 修氏につきましては、木原に在住の方で、自薦により応募された方となります。

主な経歴といたしましては、平成9年より現在まで美浦村商工会理事を務めております。

また、平成15年より現在まで美浦村議会議員を務めております。

任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならないとされておりますことから、農業に利害関係を有しない石川氏を任命しようとするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]。

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、石川 修君の除斥を解き入場を許します。

[13番石川 修君入場]

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村一般会計）から日程第13 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計）までの報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号及び報告第2号について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村一般会計）につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本年の第1回美浦村議会定例会において、平成29年度美浦村一般会計補正予算（第5号）で議決をいただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成しましたので報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、通知カード・個人番号カード関連事務につきましては、繰越明許費の認定を行いました。繰越がなくなりましたので、繰越額はゼロ円となっております。

次の蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、事業は完了していませんが、負担金支払いを年度内に行いましたので、繰越額はゼロ円となっております。

続きまして、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計）につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本年の第1回美浦村議会定例会において、平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただいております繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成しましたので、報告するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

繰越額2億1,024万1,000円の財源内訳といたしまして、未収入特定財源として国庫支出金8,750万円、村債で9,950万円、既収入特定財源としまして2,324万1,000円でございます。

以上、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村一般会計）及び報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計）ご説明申し上げます。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村一般会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 次に、日程第13 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。  
以上で、報告を終わります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）から日程第15 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

この専決処分を行った美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基礎となる地方の税財源を確保する観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されること等に伴い、美浦村税条例等の一部に改正が生じたため、専決処分を行ったものであります。

当該条例等の主な改正内容でございますが、個人住民税につきましては、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、「働き方改革」を推し進めるため、平成33年度より給与所得控除・公的年金控除の見直しを図りつつ、一部を基礎控除へ振り替える等の対応を行う改正等でございます。

法人住民税につきましては、国税と同様に、資本金1億円超の普通法人等に対して、平成32年度より法人住民税の電子申告が義務化される改正等でございます。

固定資産税につきましては、土地にかかわる固定資産税の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長する改正のほか、生産性向上特別措置法の規定により、市町村の計画に

基づき行われた中小企業の設備投資について、償却資産にかかわる固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を創設する改正等でございます。

地方たばこ税につきましては、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる改正のほか、加熱式たばこにかかわる課税方式の見直しについて、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に実施する改正でございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことなどにより、地方税法等に準ずる本村美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書の29ページ、30ページをお開きいただきたいと思います。

第2条につきましては、地方税法の改正に合わせて課税額の定義を変更するものと、基礎課税額にかかわる課税限度額を54万円から58万円に引き上げ、また、文言の調整をするものでございます。

第5条の2につきましては、文言の整理をするものでございます。

第21条につきましては、低所得者の国民健康保険税の減額措置の対象を拡大するために、軽減判定所得の算定方法を変更するものでございます。

第22条の2につきましては、国より出されております国民健康保険税条例参考例の改正に合わせて手続を改正するものでございます。

また、この条例は平成30年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第15号 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 議案第12号 村道路線の廃止についてから、日程第26 議案第22号 物品売買契約の締結について（災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る物品）までの11議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第12号から議案第22号について、一括してご説明申

し上げます。

初めに、議案第12号 村道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線の廃止をお願いする路線は、村道103号線でございます。

次のページの廃止路線位置図をごらんいただきたいと思います。

村道103号線は、国道125号大谷交差点付近を起点として、美浦幼稚園及び大谷小学校を經由し、興津ふれあいセンター付近まで延びる延長1,657メートルの村道でございます。

現在、茨城県竜ヶ崎工事事務所により、道路工事を推進していただいている国道125号バイパスですが、本年9月の予定で、国道125号大谷交差点からJRA美浦トレーニング・センター方面に延びる幹線である村道102号線（通称：トレセン進入路）まで開通する運びとなっております。

この、「村道102号線と国道125号バイパスとの交差点」となる箇所においては、村道102号線と並行して村道103号線が通っている現状から、当該交差点において、この2路線が交差した場合には、通行の混乱を招き、大変危険な状態になるものと予想されますことから、村道103号線については、同交差点の手前で、村道102号線に接続する形状に変更したいと考えております。

形状を変更し、改めて認定するに当たりまして、一旦「村道路線の廃止」をお願いするものでございます。

続きまして、議案第13号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

新たに村道の認定をお願いする路線は、村道103号線、村道1970号線、村道1971号線の3路線でございます。

次のページの認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

議案第12号の「村道路線の廃止」に関する提案理由の中でもご説明いたしましたとおり、「国道125号バイパスと村道102号線との交差点」における通行の安全性を確保するため、村道103号線を、同交差点の手前で、村道102号線に接続する道路として認定するものであります。

これによりまして、従来の村道103号線を三つに分ける形で、改めて認定をお願いするものでございます。

村道103号線につきましては、国道125号バイパスと村道102号線の交差点の南西方向において、村道102号線から従来の村道103号線につながる道路約51メートルを新設しまして、「興津ふれあいセンター」まで延びる道路を、新たな村道103号線として認定するものでございます。

また、新たな村道103号線の認定に伴い、新設道路と従来の村道103号線との接続箇所から、国道125号バイパス方向に、延長55.5メートルの行きどまりの道路が残ることになりますので、当該路線については、新たに番号をつけて、村道1970号線として認定するものです。

また、従来の村道103号線の起点であった、国道125号大谷交差点から美浦村幼稚園の前を通り、村道102号線に接続する路線についても、新たに路線番号をつけて、村道1971号線として認定するものでございます。

以上のとおり、国道125号バイパスと村道102号線の交差点の整備に伴いまして、これに対応する形で、新たに三つの路線として、認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第14号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお開きいただきたいと思います。

この条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、改正を行うものであります。

内容といたしましては、幼児教育の段階的無償化の取り組みとして、教育認定の第4階層の利用者負担の軽減を行うものであります。

続きまして、議案第15号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きいただきたいと思います。

この条例の一部改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、改正を行うものであります。

内容は、家庭的保育事業等において、代替保育の提供先の緩和について内容等を加えたものであります。

続きまして、議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の48ページをお開きいただきたいと思います。

この条例の一部改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、改正を行うものです。

内容は、放課後児童支援員の資格要件の拡大と学校の教諭となる資格要件の規定を明確化した改正となります。

続きまして、議案第17号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

この美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、市町村が行う医療福祉施策に対し茨城県が助成措置をする小児の対象年齢を拡大し平成30年10月1日より実施することに伴い、茨城県の医療福祉対策要綱等が改正されたため、美浦村医療福祉費支給に関する条例について、入院にかかわる対象者の年齢を18歳相当まで拡大するものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第18号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

52ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ5,339万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億7,339万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成30年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要となったものにつきまして、計上をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

58ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、ミホー・アフター事業費で、補助率2分の1の地方創生推進交付金を活用した東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地交流資源発信業務委託料270万円を計上いたしております。これは、平成28年度に策定した「美浦村シティ・プロモーション戦略プラン」に基づき、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の活用に向け、交流資源として魅力をPRするための委託料となっております。

続いて、民設民生費について申し上げます。

児童福祉費の児童福祉総務では、子育て支援センター管理費で、地区計画A地区内の国道125号バイパス用地の残地の取得費として、土地購入費1,355万円を計上いたしております。今回、購入する土地につきましては、地域交流館の利用促進につなげるため、駐車場として整備し、活用する予定となっております。

次に、保育所費では、大谷保育所管理費で、園庭の隣接地を購入し、園庭を拡張するため、総額2,229万7,000円を計上いたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業振興費では、農業経営対策事業費で、経営体育成支援事業補助金237万円を計上しております。この補助金は、地域農業の担い手が経営規模を拡大するために必要となる農業用機械の導入を支援するもので、財源としまして県補助金の経営体育成支援事業補助金237万円が交付されます。

続いて、消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団運営費で、平成29年度自治消防団員退職者22名分の退職報奨金845万6,000円の増額補正をお願いしております。長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力をいただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに感謝を申し

上げる次第であります。

次の災害対策費では、屋外防災行政無線整備事業費で、工事設計監理費から工事費へ1,830万8,000円の予算の組み替えをお願いいたしております。

屋外防災行政無線整備事業につきましては、公募型プロポーザル方式により、施工業者の選定を行い、優秀企画提案者順位第1位の業者と契約協議を整い、仮契約の金額が確定し、工事費に不足が生じたため、予算の組み替えを行うものであります。

続いて、教育費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の文化財保護費では、4月から雇用しております一般事務職員雇用関係費用として、総額183万9,000円を計上いたしております。

次に、保健体育費の保健体育総務費では、村民体育祭事業の見直しを行い、村民体育祭事業費の全額の240万1,000円を減額し、新規事業としまして村民スポーツフェスティバル事業費として総額120万円を計上いたしております。主に、地区対抗競技として行ってきた村民体育祭につきましては、開催方法等について、昨年より協議を重ねてまいりましたが、本年度からは、産業文化祭に合わせて自由参加型のイベントを開催することとしましたので、予算の組み替えをお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、57ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金で571万2,000円の計上をいたしております。この補助金の内訳としまして、歳出の総務費でご説明申し上げましたミホー・アフター事業費270万円に対して135万円と、当初予算に計上しています競走馬の里PR事業費の一部に対して61万2,000円、産業後継者対策事業費の一部に対して20万円、観光振興事業費の木原城山まつり実行委員会補助金に対して80万円、産業文化祭事業費に対して205万円、文化財活用事業費の陸平縄文ムラまつり実行委員会補助金に対して70万円となっております。

次に、県支出金について申し上げます。

農林水産業費県補助では、歳出の農林水産業費でご説明いたしました農業用機械の導入に対する補助金の財源となります経営体育成支援事業補助金237万円を計上いたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

陸平基金繰入金では、文化財活用事業費の陸平縄文ムラまつり実行委員会補助金140万円が、地方創生推進交付金の対象となりましたので、当初予算の財源としていました陸平基金繰入金を140万円減額いたしております。

次の財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、3,756万円の増額補正を行い、歳入予算額を2億4,176万円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

兼入の消防団員の退職報償金では、退職消防団員に対する報償金としまして845万6,000円の増額補正をいたしております。

以上、今回の平成30年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、経議案第19号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の67ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ585万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,665万円としております。

内容につきましては、まず、第1条の歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

73ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算からご説明申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、農業集落排水接続工事費補助制度の拡充に伴い、補助金として585万円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

72ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算につきましても、農業集落排水接続工事費補助制度の拡充に伴う県補助金の農業集落排水接続支援事業費補助金について505万円の増額補正、繰入金の農業集落排水事業基金繰入金について80万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第20号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の74ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,030万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,740万円としております。

内容につきましては、まず、第1条の歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

80ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算からご説明申し上げます。

下水道費の公共下水道事業費につきましては、公共下水道接続工事費補助制度の拡充に伴い、補助金として2,030万円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

79ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算につきましても、公共下水道接続工事費補助の制度の拡充に伴う県補助金の湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金について1,710万円の増額補正及び繰入金の公共下水道事業基金繰入金について320万円の増額補正をお願いするものでございます。

議案第21号 工事請負契約の締結を求めることについて、また、議案第22号 物品売買契約の締結を求めることにつきまして、どちらも「災害に強い屋外防災行政無線システム構築

業務」にかかわる契約でございますので、一緒にご説明をさせていただきます。

81ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び同第3条に基づく契約であることから、議会の承認を求めるものであります。企画提案者と契約を締結してよろしいか、ご審議をお願いするものであります。

屋外防災行政無線を整備するための災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務にかかわる屋外スピーカー及び無線機器等の工事請負の契約及び屋外スピーカーやシステム機器及びソフトウェア等の物品売買の契約をお願いするものであります。

本年4月に公募型プロポーザルを実施し、2社から応募があり、審査の結果、KDDI株式会社 官公庁営業部が優秀企画提案者順位第1位となり、その後、本案件の仕様内容等について協議し、合意に至りましたので契約を締結するものでございます。

今回提案させていただいた工事及び物品調達を含め、プロポーザル本提案にかかわる全体の契約金額は、税込みで2億8,575万2,124円であります。

内訳は、設計等委託料が税込みで5,803万4,772円、工事請負費が税込みで6,604万2,000円、物品購入費が税込みで1億6,167万5,352円であります。

本提案にかかわる事業は、「既存アンテナ柱へのスピーカー設置による屋外防災行政無線システムの構築」、また、「現在運用している無線伝送・Wi-Fiシステム・IP電話回線網の刷新」、「J-ALERTや警察等の情報を自動で収集し、一元的に管理し、携帯電話・スマートフォン・パソコン・ツイッター・フェイスブック・IP告知システムなどへの情報配信が可能な現在の防災情報収集配信システム環境の維持・向上」を図るものであります。

以上、議案第12号 村道路線の廃止についてから議案第22号 物品売買契約の締結につきまして、一括してご説明申し上げました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦勞さまでございました。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

この後、11時半から全員協議会を開きたいと思っておりますので、委員会室へご参集をお願いします。

午前11時09分 散会

平成30年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成30年6月15日 開議

一般質問

山崎 幸子 議員  
竹部 澄雄 議員  
飯田 洋司 議員  
林 昌子 議員  
松村 広志 議員

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	山 口 栄 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君

生活環境課長	圓城達也君
子育て支援課長	藤田良枝君
生涯学習課長	木村光之君

#### 1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青野克美
書記	木村弘子
書記	高松良幸

---

午前10時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成30年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員山崎です。

通告書に従い質問いたします。

まず初めに、都市計画の線引きについてお尋ねいたします。

美浦村は平成6年3月10日付けで、都市計画法に基づく域区分により、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる「線引き」を実施しました。

そこで、この都市計画法に基づく線引きについて質問いたします。

まず最初の質問として、美浦村における域区分制度適用の経緯をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） おはようございます。

ご参集、大変ご苦労さまでございます。

山崎議員のですね、質問にお答えを申し上げたいと思います。

美浦村のですね、区域区分いわゆるですね、線引きにつきましては、議員の言われたとおりですね、平成6年3月10日に決定をされております。また、その以前である平成元年6月

1日にですね、都市計画の指定をしております。ただし、美浦村の都市計画決定や区域区分につきましては、「稲敷東部台都市計画」として決定され、当時ですね、江戸崎町と新利根村と美浦村が区域範囲となっております。したがって、都市計画策定に当たりましては、美浦村だけではなく、3町村の地形の自然条件、通勤・通学圏等の日常生活圏、主要施設の設置の状況、社会的・経済的な条件等々を広域的な将来像を見据え、3町村と県が協議をした上で、県が都市計画決定を行っております。

稲敷東部台都市計画における市街化区域及び市街化調整区域の決定当時の基本理念でございますが、本都市計画区域は茨城県の南部、首都圏より50キロメートルから70キロメートルの距離に位置し、都市が郊外に拡大する外延化を受けながらも比較的開発の進捗が穏やかで、今後の開発の可能性が大きく残されている区域であり、とりわけ、本都市計画区域を首都圏中央連絡自動車道が横断する形で計画、平成3年に計画決定がされました。この、首都圏中央連絡自動車道の開通に伴い、成田新国際空港、研究学園都市へのアクセスが容易となり、将来的に工業、住宅及びレクリエーション施設など、さまざまな施設の立地が予想され、乱開発、虫食いの土地利用の生じるおそれと考えられます。

これらは、生活環境の悪化、財政の不健全化、農業用意欲の低下、防災・防犯等の諸問題のおそれと考えられます。こうした土地利用の混乱を事前に防止するため線引きを実施し、土地利用区分を明確にし、農林漁業と調和のとれた秩序ある都市を誘導し、また、新市街地を主に積極的かつ重点的に都市基盤の確立を図り、自然と都市の調和のとれた都市づくりを「広域的な視点から」進めようとするのとあり、「線引きの理由」と言えるわけでございます。

都市計画は、地域の土地利用や地域の発展に大きな影響を及ぼしますので、決定するに当たっては、「都市計画案の作成」から「縦覧」「都市計画の告示」に至るまで、幾つもの詳細な手続が定められており、手続のもと決定をしております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

それでは次に、近年の人口減少や少子高齢化社会等による、社会情勢の変化における区域区分制度、いわゆる線引きの問題点をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答えを申し上げます。

本村は、平成元年6月に稲敷東部台都市計画区域に指定され、平成6年3月には市街化区域と市街化調整区域を定める区域区分を決定し、当時多く見受けられたミニ宅地開発など、無秩序な市街化の防止に一定の効果を発揮をしました。

しかしながらですね、議員ご指摘のとおり、近年では人口減少、少子高齢化における社会情勢が、大きく変化をしております。美浦村におきましても、JRA美浦トレーニング・センター開場以降ですね、続いていた人口の増加も減少に転じ、その傾向は年々大きくなるな

ど、村民の定住化を促進していくことを強く認識しております。

市街化区域での問題点としては、本村では拠点都市に比べると人口規模が比較的小さいことから、大がかりな基盤整備は行ってきませんでした。本村における二つの市街化地域のうち、木原市街化区域においては、土地区画整理などの積極的な市街化事業を行っておらず、ほぼ都市計画決定時と変わらない状況です。

調整区域における懸案といたしましては、市街化を抑制する地域として、大小にかかわらず開発行為を強力に抑制し、住宅の建築を厳しく制限するため、集落内あるいは、集落周辺における転入者による人口増加が見込めません。本村では、田園地帯特有の点在する形で集落がですね、幾つも形成され、都市計画区域面積の約90%を占める市街化調整区域において、村民のおおむねですね、80%程度が居住をしております。このことから、調整区域の既存集落の維持にも目を向けていかなければならない状況かなと思っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

確かにバブルのころには無秩序な市街化の防止には、線引きは一定の効果はあったとは思いますが、社会情勢が大きく変化した現在においては、市街化調整区域の抑制的作用により、さまざまな弊害が起きています。ただいまご答弁いただいたほかにも、いろいろな問題点はあると思います。

一つ目に、隣接区域への人口及び産業の流出。

二つ目として、市街化調整区域の制約により、人口減少や少子高齢化社会、さらに、産業の衰退等につながり、地域活力の低下に拍車をかける事態となっている。

三つ目として、空き地や空き家等の管理不在地の増加による地域環境の悪化。

四つ目として、ここ近年、古民家を改装してカフェやレストラン、そしてアトリエやギャラリーとして利活用するなど、創意工夫と多様性に富んだ土地利用を展開し、地域活力の創出につなげている事例が全国的に認められています。

美浦村には豊かな自然や田園風景のある地域がたくさんあり、その魅力を最大限に発揮できるような土地利用を推進し、地域活力の掘り起こしを図っていくことが急務だと思います。しかし、市街化調整区域では開発許可制度が弊害となっています。さらに、身近な人の例として、トレセンに居住していた若い人が「美浦村は近隣に比べて土地も安いので、できれば美浦に家を建てたかったけど、調整区域の縛りがあって美浦では建てられなかったので、仕方なく村外に家を建てた」と言っていました。ただでさえ人口流出がとまらない状況なのに、何とか食いとめる手だてを考えなくてはいけないと思います。

そこで、次の質問ですが、全国の線引き廃止の状況はどのようになっているかをお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

昭和43年ですね、都市計画施行からおおむね50年を経過しました今ですね、制度当時と現在の社会情勢は大きく違っております。

高度成長期時代の当時、人口の増加・経済成長を背景にですね、公害を防止し環境を維持しながら、住宅・商業・工業・農林業がバランスよく成長できるまちの将来ビジョンを掲げ、そのイメージに近づくよう、土地利用、建物の誘導を図り、官民一体となり進められてきました。

しかしですね、線引きが効果的に機能した大都市圏とは異なり、既に人口減少が進んでいる地域では、「中心市街地」の維持そのものが危ぶまれるなど、さまざまな問題も発生してきております。

このような中、全国や茨城県の線引き廃止に関する状況でございますが、全国では16市町村があり、最近では、平成28年に決定をいたしました京都府綾部市の例がございます。

茨城県内では、線引きの市町村が16、都市計画区域34市町村、非線引き市町村数は13、都市計画区域14市町村となっておりますが、線引き決定している市町村が廃止の決定をした例はございません。

なお、市街化区域の一部見直しを行った市町村は幾つかあります。

以上のような状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

国の流れとしては、昭和30年から昭和40年代に、高度経済成長期に都市周辺において無秩序に都市が広がっていき大きな問題となり、それを解決するために、昭和43年に市街化区域と市街化調整区域を区分するための都市計画法、いわゆる線引きを制定した。しかし、この制度を人口の流出が進んだ地方都市にまで画一的に運用してしまったことから、線引きに起因するさまざまな問題が起こってしまった。

そのため、昭和62年に一定要件を満たした都道府県は、区域区分の全面的な変更ができることとなり、さらに平成12年に都市計画法が大幅に改正され、線引きを実施するかどうかは都道府県が選択できることとなった。

以上のような国の流れを受けて、全国では線引きを廃止した自治体も出てきている。

線引きによる問題点と全国の状況を踏まえての、美浦村の考え方をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

美浦村でも、経済発展を見込んだ土地利用政策から、よりのを絞った土地利用施策への大きな転換期としてとらえ、数年前から総合計画や美浦村都市計画マスタープランに位置づけております。国においても、「集約的なまちづくり」「コンパクトなまちづくり」など、小さく絞りを、効果的なまちづくりを推進する方向性が近年、より強く示されております。

線引きの問題の一例としては、新規の開発や建築が認められにくいということが、人口減少に対し少なからず影響しているのではないかという指摘もあるかと思っております。しかし、人

口減少が続く中でも計画的な土地利用は重要でございます。また、本村の自然環境から容認しがたい施設立地への規制などは不可欠であります。特に、平地が多く霞ヶ浦湖畔に面した豊かな自然環境を守りながら、生活の利便性を保っていかなければなりません。市街化調整区域であったところが、線引きを廃止したことにより、土地利用に関する規制が大きく緩和されれば、一時的に人口の増加につながるものが想定されるわけでございますけれども、単に線引き制度のみを廃止することは、都市計画の原理原則を失ってしまう懸念があります。特に、一度広域3町村と茨城県で決定している区域区分制度の実現状況などの評価・検討にはさまざまな配慮のもと、相当の期間における検証・検討を重ねる責務がございます。

こうした中、市街化の位置や状況、市街化調整区域の状況から、本村にあったですね、土地利用対策、有効性、そして、比較的早期にできる実現性に絞り、地区計画を活用し、役場周辺地区、大谷周辺地区の決定をいたしました。市街化調整区域での地区計画は、県内ではほとんど例がありませんが、今後も、このような村の実情に合った土地利用の施策を導入し、村の財産でもある豊かな田園景観・自然環境を守りながら、生活機能が充実したまちづくりを進めるため、線引きを維持したまま柔軟にまちづくりを進める方策を考え、魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。

本村では、広域3町村と茨城県で決定しているので、なかなか難しいとの答弁だと思うのですが、全国では、広域を抜けて単独で見直しをした自治体もあるとのことですので、できないことはないと思います。でも、それをやるとなると検証や検討にかなりの期間を要することとなり、かなりハードルは高いと思われまます。また、ただいまのご答弁のように、本村では地区計画を活用し、役場周辺や大谷周辺地区が指定されましたが、その地区でも建築可能な区域は限られています。

そこで、線引きを維持したままでも、建物が建てられる「区域指定制度」というものがあるのですが、その区域指定制度とは、市街化調整区域内でも指定された区域内であれば、誰でも住宅や共同住宅などを建てることのできるという制度です。

資料の地図をごらんください。

茨城県で区域指定を行っている市町村の一覧です。

この地図の中で——これ、もう少しぎりぎりいっぱい拡大していただけますか。

〔事務局資料操作〕

この地図の中で、斜線の部分は線引きをもともと行っていない自治体で、そのほかの緑色と白の部分が線引きを行っている自治体です。その中で、緑のところは、線引きは維持したままで区域指定制度を導入し、指定区域内では調整区域であっても住宅が建てられるようになっています——もう少しまた戻していただいて。

〔事務局資料操作〕

済みません。

残りの美浦村を含む——もうちょっと小さくして上に上げて。

〔事務局資料操作〕

残りの美浦村を含む白い部分が——あその青く丸が三つありますよね、あそこが従来の線引きのままで、調整区域には家が建てられないというままです。

また、引いて全体を、済みません。

〔事務局資料操作〕

この地図を見ると、こんなにも多くの自治体で区域指定制度を導入しているということがわかります。本村でも、この制度を考えてみたらどうかということを提案したいと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、ご提案に対しまして、お答えを申し上げます。

区域指定はですね、都市計画法に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持・保全を目的に、誰でも住宅の立地を許可の対象とする制度でございます。効力は、市町村長の申し出について茨城県開発審査会の意見を聞いた後にですね、知事が告示することにより生じるわけでございます。

区域指定の種別といたしましては、市街化区域から1キロメートル以内の集落を指定する11号区域と1キロメートルを超える集落を指定する12号区域の二つがあります。

指定のための要件・基準は幾つかありますが、主な基準項目としましては、一体的な日常生活圏を構成し、50以上の建築物が連たんしていること。11号区域では40%以上、12号区域の場合は30%以上の宅地化率であること。道路幅員5.5メートル以上の主要道路が整備されていること、下水排水施設や上水道が整備されている区域であることがあげられるわけでございます。

区域指定のための条件や基準は、地区計画などから比べると、それほど高くはございません。指定に要する期間や手続も短いことが想定されます。議員ご提案のですね、県内で既に区域指定制度を導入している市町村も見受けられます。しかし、区域指定は既存集落の維持を目的とする制度であることから、転入者の受け入れを担う地域として、十分に発揮できているかどうかは不明でございます。このため、本村が区域指定を行う場合、単に立地基準を緩和する区域指定としての活用にとどめず、転入者を積極的に受け入れる地域として位置づけ、その役割をですね、担うことができるように制度を活用していくことが重要であると考えられます。そのために、制度としての効力・有効性・実現性を調査、分析しながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、村長にお尋ねいたします。

美浦村にとって、従来の線引きが本当に必要なものなのか。現状の美浦村を見てみると、そろそろ検討の時期に来ているのではないのでしょうか。

区域指定制度も含め、村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のですね、線引きの部分についてはということでございますけれども、これについては、先ほど部長が答弁されたようにですね、稲敷東部地域ということで、美浦村だけではなくですね、旧江戸崎地区と新利根地区も入れた中で、この指定をされてきたということでございます。それは、乱開発を防ぐという部分では、大きな制約になってきたかと思えます。

しかし、それから見ると時期が大分過ぎております。議員おっしゃるように、美浦村からの転出が——特にですね、トレーニング・センターに従事する方の転出がかなり大きく占めていることも、これは事実の中でございますけれども、山崎議員がおっしゃるようにですね、いろんな事例を、全国または茨城県の事例も出していただきました。

区域指定をできるのであれば、それは、よそでもできるものを——線引きは全体としては、それを見直すんじゃなく、その区域の中の指定を、条件を満たしてできるのであれば、これは、村としても人口流出も含め、また新たに移住者を迎えることにもつながるといふふうに思いますので、これは、よく、先進の部分で調査研究をしまして、できるだけ早目にですね、その地区の区域の指定をしていきたい——地区計画はこの前ね、役場周辺と大谷地区をやりましたけれども、これについても、住宅が、その辺がかなりこう——充実してくれば、その近くに居を求めたいという、いろんな住む側の意見もある程度調べた上でですね、どこを、区域を指定すればいいのかという部分も含めて、これから検討をしながら研究をして、村の中に区域指定は、ぜひ、あったほうが私はいいいと思うので、茨城県の中で行っております区域指定のところもですね、先進地を見させていただいて、県のほうとも調整をしながら、区域指定は、ぜひ、進めていくのが人口減少の歯止めをかける一つになっていくんだらうといふふうに思いますので、ぜひこれは、これから村としても、考えて進められるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 村長の大変前向きな答弁ありがとうございます。

区域指定制度は先進の部分で調査して、ぜひとも村としても早目に行っていきたいとの本当に非常に前向きなご答弁ありがとうございます。

本村の人口流出を食いとめ、創造的で多様性豊かな土地利用ができることを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、竹部澄雄君の一问一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） おはようございます。

議員番号2番竹部澄雄です。

通告に従いまして、自転車通学と徒歩通学について3点、地球温暖化対策について1点の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新学期が始まってから2カ月がたち、小学校に入学した1年生も学校の生活に幾らかなれてきた時期でもあります。6月は梅雨の時期でもあり、雨の日が続いたり、また、晴れたら30度も超える暑い日なったりと、学校に通学する子供たちの登下校はとてもつらい時期でもあります。また、この時期で土屋地区の新3年生は、バス通学から自転車通学をすることになります。雨の日も、風の日も、雪の日も、暑い夏も、寒い冬も、これから中学校卒業までの6年間自転車通学をしなければなりません。

徒歩の児童からは、「自転車通学って楽だよ」とか「重いかばんを持たないからいいよね」と言われることもあるとのことですが、ここで問題となるのは、今までバス通学をしていた新3年生に自転車で通学させることで、転倒事故や自動車事故など、交通事故などの心配事が保護者に6年間続きます。徒歩通学の児童・生徒にも、転倒事故や自動車などによる交通事故は振りかかることもあります。

ある土屋地区の家庭のおばあさんが、ことしから孫が小学校3年生になり、自転車で大谷小学校に登校するため、自動車の交通量が多い通学路がとても心配で、雨の日も、風の日も、雪の日も、毎日自転車で登校する孫を見送り、下校時間になると家の外で待っていて、孫が安全に帰ってくることを確認していると、保護者のお母さんから聞きました。他人事ではありません。子供たちの通学では、事故のないように安全に登下校させなければならない。これは学校に通わせている保護者全員の気持ちです。

美浦村では、ボランティアの皆様が車の交通量の多い場所で、道路を横断する場所などに児童・生徒を待ち受けて、一年中天候に関係なく、交通指導や不審者などから子供たちを守ってくれています。村も学校も保護者もとても感謝しているボランティア活動です。この場を借りて感謝申し上げたいと思います。

そこで、質問に入ります。

小学校及び中学校に自転車通学する児童と生徒に対して、正しい自転車運転の指導と、徒歩通学の児童及び生徒に対して、交通安全指導を新学期に完全実施しているのことも、平成27年第4回の一般質問で回答をいただいておりますが、交通マナーを守らない児童・生徒に対しては、どのような指導しているのかお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

各学校では、危険な行為に対する連絡を受けた場合、直ちに現場に行き状況の確認に努めております。可能な場合は、その場での指導を行っております。

また、学校において、個別指導、保護者に連絡、家庭での指導を依頼しておるとともに、その都度、職員で情報を共有し、交通ルール、命の危険、大切さも含め全校・各学年、また

は各学級でも指導をしているところがございます。

以上とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁では、連絡を受けた場合は直ちに現場に行き、状況の確認をし、可能な場合はその場での指導をするということはとてもよいことだと思います。

そこで再質問したいのですが、学校においても個別指導、保護者への連絡、家庭での指導依頼をされていて、交通事故が起きてからでは取り返しがつかないことを十分に理解し、通学路対策検討メンバー（教育委員会・小学校・竜ヶ崎工事事務所・美浦村都市建設課・稲敷警察署）が各学校の通学の対策箇所図を作成していますが、児童・生徒から通学路における危険箇所も聞いて、通学路対策箇所の見直しをすることをお願いしたいが、教育委員会のお考えをお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

小学校各校の取り組みをまとめてみますと、次の3点が挙げられます。

一つ目は、PTA役員と児童がともに下校し、危険箇所を確認する。

二つ目は、教員が担当箇所ごとに危険箇所を確認する。

三つ目は、児童自身が学期末に登校班集会で危険箇所を確認する。

というように既に学校では、児童・保護者・教員の三者による危険箇所の確認を行っております。

資料をお願いします。

〔事務局資料操作〕

各学校において、PTA役員が主となり、ごらんの地図の中に「見通し悪し」「交通量多い」「横断注意」その他、注意書きを書き込んだ危険箇所の地図を作成しておるところでございます。

議員ご指摘の美浦村ホームページ掲載の危険箇所図につきましては、平成24年に全国で事故が多発したことを受け、県より指示があり「通学路の緊急合同点検」が実施されました。取り組みを継続的に実施するために市町村が主体となり、学校や警察、道路管理者などが合同で点検を行い、危険箇所図を公表したものでございます。

本年も学校教育課で、各校が確認している危険箇所を集約し、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、学校代表などと合同で現実を調査を行い、関係機関が認識し道路施設の改良により、危険性を低下させる取り組みを行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

2年ほど前からですね、通学路に面した道路の電柱に交通標語の看板などがふえている

と感じています。これも村、学校、PTA、交通指導員の方々が交通量の多い通学路や見通しの悪い通学路などを現場にて確認し、取りつけてくれていると思えました。

私は掲示した、通学路対策検討メンバーが作成した「通学路における危険箇所」も、村民及び生徒・児童の保護者が通学路の危険箇所を確認するには、とてもよい資料だと思えました。ただ、平成24年に作成したということで、各学校でそれぞれの危険マップが制作されているということなので、このマップ自体がとても現実味があり、車を運転する私たちも参考になり、すばらしいマップだと思います。一度、各学校で作成したマップを手に危険箇所を歩いてみようと思います。

今後も、子供たちの通学に対しての通学路の安全の取り組みをよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

自転車通学の際に、荷台に学用品を過重に載せている児童及び生徒が見受けられるが、自転車を安全に運転することに支障が起きていないか。また、徒歩で通学している児童及び生徒が荷重学用品を背負うことで、安全に通学ができていないのか、教育委員会及び学校では調査を行っているのかお聞きしたい。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

学用品の荷重による事故はございません。

また、学用品の重量についての調査はしておりません。

しかしながら、小学校1、2年生や自転車の前かごに重い荷物を積むと、体格差・運転の未熟さ等により、支障が起きることを認識しているところでございます。

下校時の職員の気配り、注意指導をしておりますが、なお一層、児童・生徒の成長を踏まえ、通学時の荷物・重量を意識するように努めるとともに、保護者の皆様に注意していただくようご協力を促してまいりたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

事故としての報告がないだけで、荷重による自転車の転倒等は起きていると聞いております。小学校1、2年生や自転車の前かごに重い荷物を積んで、体格差・運転の未熟さなどにより支障が起きることを認識していて、下校時の職員の気配り、注意指導をしている。なお一層、児童・生徒の成長を踏まえ、通学時の荷物、重量を意識するように努めるということですので、ご指導をこれからもよろしくお願いいたします。

そこで再質問します。

学用品の中には、先生の指導のもとで活用する教科書と生徒自身で復習することができるノートに分けることができると思います。指導する者がいない家庭に持ち帰る必要がないものを、通学に持ち運びする必要はないと考えられる。

現在、生徒の学用品の過重負担通学が全国的に問題になっているが、美浦村では登下校時の生徒の学用品の重量については調査はしていないとのことだが、今後、調査を実施し、生徒の意見なども加味して、学校側でこの過重負担学用品通学の対策を検討し、交通事故や身体の疲労を軽減する通学を考えることができないか、教育長にお聞きします。

○2番（竹部澄雄君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

各校では、荷物を減らすことができるよう、毎日持ち帰る必要のない学習用具については教室内などに置いておける場所を設けております。

しかし、小学校では図工や習字などの授業があるときや学期末に配布物が集中してしまい多くの荷物を持ち帰ること、また、中学校では、通学用の鞆に加えて部活動の道具や水筒などの荷物が多くなってしまう日がございます。

教育委員会といたしましては、検討してまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

各校には、荷物を減らすことができるように毎日持ち帰る必要のない学用品について教室内に置いておける場所を設けているとのことですが、中学生の持ち歩くかばんを持たせてもらいましたが、二つその女の子が持っておまして、かばんの中には教科書、辞書、ノートがびっしり入っていて、15キログラム以上の重さがありました。それを、両方クロスするようにして徒歩通学しているのですが、生徒は学校に置いておけばよいけれど、学習のために持ち帰ると言っておりました。自宅での学習で、持ち帰らなければ不安があるのかもしれない。その日の授業で教育していただいた教科はノートに記入しているのだから、自宅での復習は何をするかをその日に課題を決め、必要な学用品を持ち帰れば重量は軽くなります。

教育委員会では、学習用具の持ち帰りに関して検討が必要であると認識しているのでありますから、生徒と教員で今一度、登下校における学習用具の持ち帰りを少なくするための全校生徒集会を開き、学用品の重量軽減の実施を実現していただきたいので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

自転車通学・徒歩通学・教員の登下校に支障をきたすと認めるに足りる天候（積雪・凍結・台風・地震・その他等）の場合、どのように対応しているのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

警報等の発令に伴い、教育委員会事務局で近隣市町村の動向を確認するとともに、校長会と教育委員会事務局で協議し、臨時休校・始業時刻の変更・注意喚起等を決定し、各学校に連絡しております。

保護者への連絡方法は、各校からメール配信・各校緊急電話連絡網での伝達、また、教育

委員会からの一斉メール配信を行います。

各校では、送迎バス委託業者等への連絡、給食停止の準備・連絡を行っております。

教員については、原則として天候の状況にかかわらず、学校に勤務し、問い合わせ、対応や被害の状況の確認を行っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

学校教育課の答弁では、登下校に支障をきたす天候の場合は、マニュアルに従い教育委員会事務局が近隣市町村の動向確認し、校長会と教育委員会で協議し、決定事項を各学校に連絡しているということ、これは、小学生、中学生の子供を持つ保護者も、ここまでして注意事項というか、登校を決定している、登下校の時間差を決定しているということは知らないと思います。今回、こうやって答弁していただいていた次第であります。ありがとうございます。

ただ、ここで問題となるのは、危険を犯しても学校に教員及び子供たちを通学させるべきなのかということです。子供たちの通学における安全対策は、生徒1人1人に背負わされているのが現状です。天候により安全に通学できない場合、保護者の車で通学をお願いしていると、学校側から聞きました。ただ、降雪、雪道などになれていない保護者及び遠距離から出勤する教員、そういうものに車を運転させ登校させる、出勤させるっていうことは、二次災害につながることもあり得ることを学校関係者は把握しているのか。

また、自転車通学初年度の小学校3年生を台風、降雪、積雪などの場合、特例としてバス通学に便乗させることは検討できないのか、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、天候により危険な通学となる場合、児童・生徒に登校を強いることはありません。

教員につきましては、通勤が可能である限り、二次災害に合わないよう注意しながら学校に通勤するものと考えております。

なお、自転車通学初年度の小学3年生のバスの利用につきましては、昨年度の積雪の際、大谷小学校土屋地区の3年生については、積雪後の通学路の状況や児童の安全を考慮し、バスを利用することといたしました。

今後も状況に応じて、バス利用は行ってまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

天候により危険な通学となる場合は、児童・生徒に登校を強いることはしないという教育長みずからの答弁を聞いて、保護者も教育委員会の判断に納得して、児童・生徒の天候による通学の決定事項には従順すると思います。教員に対しても公務員という職業ですので、可

能な限り二次災害に遭わないよう注意し、学校に通学する必要があるということがわかりました。

なお、自転車通学初年度の小学校3年生のバス利用は、昨年度の実施に——昨年度実施した前例があるとのことで、児童の安全を考慮してバス通学を利用することは可能であり、今後も状況に応じてバス利用は行っていただけるということがはっきりしましたので、自転車通学初年度の小学校3年生の保護者の方々も、安心して子供を学校に行かせることができると思いますので、よろしくお願いいたします。

この、昨年度の小学校3年生のバス通学ですか、これも保護者から1度、学校側のほうに連絡をしたのだが断られ、区長が電話して可能な状況になったと聞いております。そういうこともありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

地球温暖化対策について質問します。

美浦村では、温暖化対策として対策機器に補助金を交付しているが、平成28年第2回定例会で温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）削減に対処するために、家庭用LED照明機器を推奨し、その設置に対する補助金の導入を質問した際、村の回答は「今後、村民の皆様からの要望等を考慮しながら検討してまいりたい」と言われたが、村は村民に対して、温暖化対策事業として家庭用LED照明機器に対して補助金を交付すべきかどうか検討したのか。また、広報紙などで村民アンケート調査を実施する予定はあるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

平成28年第2回定例会でご質問をいただきました温室効果ガス削減対策としての家庭用LED照明に対する設置補助でございますが、前回の質問の時点で、県内ではですね、唯一、阿見町のみが実施しておりましたが、平成27年度から平成29年度までの3年間限定の補助金として支給したものであり、昨年度で終了をしております。

現在、県内で家庭用LED照明設置に対し、補助を——補助金を支給している自治体はございません。

美浦村では、地球温暖化され対策として、太陽光発電システム、自然循環太陽熱温水器、強制循環太陽熱温水器、エコキュート、エコウィル、エネファーム、そして電気自動車並びにPHV車に対しまして、補助金を交付しております。

申請件数についても、平成27年度には28件、平成28年度には25件だったものが、昨年度は47件と倍近くまで増加し、好評を得ているところでございまして、村で現在支給している地球温暖化対策機器設置等補助金制度が浸透してきているものと思っております。

議員ご質問の家庭用LED照明に対する補助であります。阿見町で実施しておりました内容を見ますと、町内の家電販売店や電気工事店で購入・設置した場合に、設置費用4,000円以上といたしまして、2分の1の補助、上限金額が2万円の補助額となっております。

美浦村内には電気工事店は数社ありますが、家電販売店はございません。美浦村で補助制度を設ける場合、やはり村内の家電販売店や電気工事店で購入・設置した場合に補助をすべきであると考えております。また、村外の量販店等で購入した場合、補助対象外となってしまうことから、不公平が生じてしまいます。

以上のようなことから、以前お答えいたしましたようにですね、他市町村の実施状況等も考慮しながら検討をしてみましたが、県内では現在、家庭用LED照明設置補助金を支給している自治体がないこと、村民からの要望がなかったこと、村内に家電販売店がないことなどから、家庭用LED照明設置に対する補助金の導入は考えておりません。

今後ですね、村内に家電販売店などが出店し、村民からも設置補助の要望が多く出てくるようであれば、再検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上のようなことから、現時点ではですね、アンケート調査をですね、実施する予定はありません。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

近隣自体も実施している地球温暖化対策機器設置補助金制度を美浦村も実施し、年々活用が浸透しているが、家庭用LED照明機器の補助金は村民からの要望がないことから、現時点では補助金交付とアンケート調査は考えていないということ。阿見町で実施されていた家庭用LED照明機器設置補助金制度は、3年間という期間限定事業であったが、町民にはとても好評を得ていたと聞いております。

今後、美浦村に家電販売店が出店し、村民からの設置補助金の要望が多く出るようであれば村として再検討する考えがあるとの答弁でしたので、家庭用LED照明機器設置によるCO<sub>2</sub>削減の補助金制度を、太陽光発電売電利益余剰金を活用することで補助金が出るようにしたほうがいいのか、賛成か反対かというアンケート調査を実施していきたいと思いません。

再質問します。

美浦村では、他の自治体で余り実際されていない太陽光発電事業を行っています。その太陽光発電事業で得た売電利益余剰金の一部をCO<sub>2</sub>削減対策として、家庭用LED照明機器を設置した美浦村在住世帯に一定の基準・期間を定めて支給することが可能であるのか、村長のお考えをお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは竹部議員のですね、LED照明について補助金をということでございますけども、議員おっしゃるように美浦村では電気事業会計も県内ではどこもね、やってないような部分も、議員の同意により事業化してございます。

そういう中で、太陽光発電からエコキュート、エネファームまで、あとまた、電気自動車までですね、いろいろと補助を出しております、昨年は一昨年よりも倍近く、47件も申請

があったということで、やはり恩恵をこうむるということは、そういう省エネの機器だけではなくですね、議員おっしゃるようにLEDの照明も、消費電力は通常のものとは約60%削減、実質消費量は40%で済むということなので、これは美浦村だけじゃなくて電力業界にとってもですね、また、日本にとっても消費が少ないもので同等の恩恵を受けられるということであれば、これは、実施してあげるべきだと思います。

しかし先ほどね、部長のほうからも答弁がありましたけれども、村内外の中には量販店もございませんし、家電の販売店もありません。工事店が7件くらいはありますけれども、今の中ではごく一部で恩恵がどれだけ住民に与えられるかとなると、やはり量販店が村の中にもできる環境を今地区計画の中で進めてもおります。出てくるかどうかは、またこれからの問題なのですけれども、そういう一般の人が村内でも気軽に、手軽に入る、買えるそういうときになれば、少し恩恵が皆さんにもいくであろうというふうに思いますので、そういう時期が来たときにはですね、住民の要望も多分出てくるというふうに思います。

議員はいろんな調査をしながら、そういう要望があるというふうな調査もしていきたいというお話でございますので、そういう環境が整ったときには、ぜひ、エネファームとかね、電気自動車も出しておりますので、そのとき美浦村としては、どのくらいの上限を決めて補助ができるのかは、そのとき改めて検討しながら、その方向性で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長、答弁ありがとうございました。

村長の答弁には、村民にはとても歓迎し期待すると思います。村長のお考えが今、聞きましたので、北出部長での答弁ではやっぱり、家電製品店がないと——それには、電気工事はあるけれども家電販売店がないということで、今現時点では難しいということがわかりました。

3年間の限定事業で阿見町があれだけの好評を得ていたのですから、電気事業——太陽光発電の事業をやっている我が美浦村で、こういう恩恵を受けるような補助金制度ができれば、村民はとても歓迎し得ると思います。

そういうことを考えますと、村長の答弁、ホームセンターや家電製品がこれから美浦村に進出したときには、安く、誰でも手軽にLEDの照明機器が設置できるような状況になれば、村民からの補助金の要望もあると思うというご回答でしたので、今後、美浦村のB地区にですね、家電専門店かホームセンターなどが進出するよう村長の手腕を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。

よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時25分再開といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番議員飯田です。

通告書に従い3件ほど質問したいと思っております。

まず最初に、資料のほうをよろしくお願いします。

〔事務局資料操作〕

みほふれ愛プラザについて平成30年4月より——ことし4月ですけれども研修室の時間延長をしていただき、まことにありがとうございます。平成29年開設前より、交流館開設準備室、そして、館長公募、研修室、時間延長と質問をしてきました。どの事業も経費の問題もあり、なかなか進みませんでした。今回の研修室利用時間延長問題も、いろいろと諸経費がかかるところを実施していただき、改めて御礼申し上げます。

交流館時間延長で、現在までの——まだ始まって2カ月ほどですけれども、利用状況と今後の利活用などを伺いたいと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

今年度、みほふれ愛プラザ研修室使用時間延長について、ホームページや地域交流館窓口での周知に努めております。

みほふれ愛プラザ研修室使用時間延長の利用状況は、6月5日現在で6回の利用となっております。利用状況は、サークル活動、各団体の会議・研修会等として利用がございました。

研修室使用時間延長につきましては、今年度試行とし、利用要望の把握に努め、開館時間、利用時間延長について検討してまいりたいと思っております。

答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ご答弁ありがとうございます。

今まで時間延長を6回ほどして、担当するですね、職員の方が管理しているのか、それをちょっとお伺いしたいと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

時間延長に対しましては、シルバー人材センターへの業務委託で行っているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。

再々質問ですけれどもですね、今年度の試行はサービス運営ということでございますけれども、今後の1年間やった後、まだ始まったばかりで本当に申しわけないんですけどですね、費用対効果と経費削減対策などありましたらお伺いしたいと思いますので、ご答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

今後につきましては、議員おっしゃるとおり、まだ2カ月でございます。利用意向や業務委託の状況等を踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

ことし3月ですね、ある方から利用するにはどうしたらいいのか、どういった形で予約したらいいのかという話を伺いまして、交流館のほうに電話をしたら「そういう延長はやっていません」というような形で断られたというようなこともあって、そのあとばたばたとしながらですね、なんとか現在まで時間延長ということで、9時まで延長させてもらっております。本当にありがとうございます。交流館がね、ますます村民の皆さんにね、利用され、利活用してもらえればいいなと思っております。ぜひ、対処していただいて、今後の利用増につなげていっていただきたいと思っております。

次に、交流館2階ベランダについて質問します。

みほふれ愛プラザ2階——これ多分1週間くらい前の晴れ間の時に写真を撮ってきたんですけども、この1年間の利用状況などをご答弁いただければなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

みほふれ愛プラザ2階のベランダの利用につきましては、天候、気候の穏やかな日には、ベランダ出入り口前にあるテーブルセットで休憩をされている方がおり、土曜日などは年長児が遊ぶ光景が見受けられます。

また、地域未来塾を、みほふれ愛プラザで開催した際には、生徒が勉強の場としても利用しております。

交流館としては、「誰でも自由に使える交流サロン」としまして、サロンとテラスを紹介しておりますが、今後も引き続きPRしてまいりますとともに、美浦村ホームページや地域交流館窓口の意見用紙にて伺ってまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

再質問ですけれども、現在まで利用者のご意見など何点かありましたら、お伺いしたいと思いますので、ご答弁のほどよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

地域交流館への意見については、トイレの案内版の設置、トイレの荷物掛けの2件の要望があり、職員が対処したところでございます。

また、多世代交流サロンの利用等については、村内介護保険施設から独居老人等とボランティアとの交流会、任意団体によるお茶会等の3件の利用問い合わせがあり、福祉やボランティア団体であるため、利用できるよう配慮したところでございます。

多世代交流サロンの利活用につきましては、福祉部と連携を図り、有効利用に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

交流館1年目ですけれども、本当に皆さんよくやっただいていただいているなと思っております。当然、ベランダについてもですね、いろいろな世代間での交流は、今後の課題かなと思っております。

私もですね、村民の皆さんからいろいろな意見をいただきました。健康維持、トレーニングマシンの設置、通期にイベントをしてほしい。また、同僚議員のほうから足湯とかですね、子供たちの子供プール——仮設プールですか、そういうのを設置したらどうかっていうことを、いろいろな意見をいただきました。

すばらしい企画と交流事業ですね、今後の利用増加を期待し、次の質問をしたいと思いません。

資料をお願いします。

〔事務局資料操作〕

同じみほふれ愛プラザ敷地内の自転車サポートステーションとしての、この1年間ですね——の去年1年間の利用状況、それとですね、利用増対策も含めてお伺いしたいので、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

自転車サポートステーションは、土日には利用される方がおります。

自転車のイベントとしては、平成30年3月18日に開催された「アーミーライド～サイクルキャンプ in 阿見町～」では、美浦村地域交流館がコースのポイント地点として位置づけられ、20名ほどの参加者が利用されておりました。

さらなる利用を図るため、自転車サポートステーションの場所がわかりにくい面もあり、のぼり旗を掲示するとともに、美浦村ホームページにも自転車サポートステーションを表示し、利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

再質問をしたいと思うんです。

確かに角のほうでね、わかりにくいかなと思っておりました。

私としてはですね、設計当初、今のみほふれ愛プラザの前のところに、たしか設計された図面があったと思いましたが、できてみたらこんな感じでどうかと。本村のサイクリングサポートの現状を考えるとね、いかななものかなと思いました。

サイクリングロード関係で隣の稲敷市、阿見町、本村で以前に県のほうに要望書を出し、少しばかりの予算をつけていただいてね、防護柵を設置したという経緯がございました。

本年ですね、県も土浦市——つくば霞ヶ浦りんりんサイクリングロードの拠点として、土浦駅の1階、そして地下にですね、すばらしいサイクリングの拠点をオープンさせました。これから日本屈指のサイクリングのメッカになるんじゃないかと思っております。

希望としては、村独自に対応できるのが良いでしょうが、現在取り残されている本村、稲敷市、阿見町、今後もね、各県のイベントなどでの通過点にすぎなくなってしまう可能性が大きいかと思えます。そうならないためにも、交流館設置の自転車サポートステーションの拡充と点検整備拡充など計画がございましたらお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

サイクリングロードの整備は総務部になりますので、私のほうからご答弁申し上げます。

自転車サポートステーションに登録された施設には、駐輪ラック、空気入れ、工具、のぼり、ステッカーを設置し、物品を貸し出すようになっております。

現時点のみほふれ愛プラザでは、サイクリスト（自転車に乗る方）に、今以上のサービスを、設備を整備する予定はございません。自転車の修理等が必要な場合は、村内の自転車店と連携できれば、連絡先等を案内していきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

本村は人口も少ないし、余り見るところもないのかなと思ってはいますけれどもですね。阿見町でもそういったイベント、サイクルイベントを現実にやっております。

稲敷市でもですね、サイクリングイベントを検討するような——傍聴席でお伺いしましたけれども、そんな感じでございました。

ぜひですね、本村も人口も少ないですので、通り道、通過地点になりそうな感じですのでね、本村と稲敷市、阿見町と連携してですね、県に要望をしていただいて、何とかちょっとしたイベントをね、域をまたいでやってほしいなと思えますけれども、その辺のところの企画などございましたらお伺いしたいと思えますので、答弁よろしくお祈いします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

自転車関連のイベントにつきましては、先ほど教育次長が申しましたけれども、3月に阿見町で阿見町観光協会、一般社団法人ルーツ・スポーツ・ジャパンの主催により、自転車の

イベントが開催されました。また昨年10月18日には、茨城県主催による「りんりんフェスタ～つくば霞ヶ浦サイクリング～」が、かすみがうら市で開催されております。村でもそれぞれのイベントには協力をしております。

現時点で、村主催のサイクリングイベントの開催の予定はありません。当面は、霞ヶ浦湖岸の道路に、平成30年度以降サイクリングのための環境づくりとして、コース案内の矢印などの路面標示を整備していく予定です。イベントにつきましては、引き続き県や近隣自治体、サイクリングの団体への協力はしていきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

再々質問になると思うんですけどもですね、県、近隣市町村の各種サイクルイベントに協力するだけですね、本村独自のサイクリングイベントは予定していないということなんですけれども、また、サイクリングサポートもこれ以上は拡張しないということもございますけれども、そうするとですね、本当に美浦村、通過点だけになってしまうのかなと思っております。執行部のご判断、大変苦しい判断だと思っておりますけれども、将来見ると、これもいたし方がないのかなと思っております。ご判断に尊重したいなと思っております。できればですね、通過リストに――通過するサイクリスト達にですね、温かいおもてなしをしたいんですけれども、なかなか通過するだけですのでもできませんのでね、ぜひ、本村によっていただけるような対応を要望してですね、ご答弁は要らないですけれども、次の質問に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

地区計画についてですね、質問したいと思っております。

計画内の整備計画及びB地区の現状並びに今後の予定などをお伺いしたいと思っておりますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね、議員ご質問の地区計画の今後の整備計画につきましては、お伺いしたいところですね、地域交流地区のA地区の払い下げ部分の駐車場の整備計画ということでありますので、そのこととですね、B地区の現状と今後の予定について、お答えをさせていただきます。

国道125号バイパス残地の払い下げにつきましては、竜ヶ崎工事事務所から土地代金の内示があり、今定例会にですね、1,355万円の補正予算を計上させていただいているところでございます。

これまで国の関東地方整備局と県で協議を進めていただき、現在、県の道路建設課・道路維持課・管財課の3課により手続を進めていただいているところでありまして、国交省名義から県名義にした後、県と村が契約を結び、払い下げを受けて村の名義となるわけでございますけれども、現在、国から県名義にするための手続に時間がかかっているというような状況でございます。

この土地が村名義になった後、駐車場整備に取りかかる予定でありまして、駐車場として

約30台分の増設を行うものとなります。9月に国道125号バイパスがトレセン進入路まで開通しますことを踏まえまして、地域交流館といたしましても、また、カスミ美浦店といたしましても、用地の払下げ後は、早急なるですね、駐車場の増設は必要と考えており、先日の全員協議会でご説明させていただきましたようにですね、カスミと協議を進め、早い時期の完成を目指しております。

次にですね、B地区の現状と今後の予定でございますが、都市計画法に基づく地区計画の活用につきましては、役場周辺地区、大谷周辺地区の二つの地区について、平成27年5月に都市計画決定をさせていただき、以降、この地域の道路、水道、下水道などのインフラ整備を重点的に進め、商業施設の進出や住宅が立地しやすい環境整備、促してきたところでございます。

こうした中、大谷周辺地区では一般住宅や事務所、役場周辺地区では大型店舗が立地、村でも、地域交流館みほふれ愛プラザを整備するなど、目標に掲げた街区としての土地利用が徐々にではありますが、されつつあるところでございます。

議員ご指摘のとおりですね、役場周辺地区における地域交流地区につきましては「地域交流拠点」と位置づけ、商業施設やサービス施設の立地誘導による新たな商業地や交流拠点を形成することを将来像に掲げております。

出店には至っていない地域交流地区B地区への商業施設の進出に向けては、民有地であること、出店に向けての条件などから、最終的には地権者の皆様と業者との合意によるものでありますが、地域交流館を核として相乗効果を生み、周辺地域への波及、さらなる村民の利便性の向上と村外から多くの方を迎え入れることによる活性化につなげるためには、民間活力の導入は不可欠であると認識しております。国道125号バイパスの延伸も確実となり、村としても民間機関へのより積極的なですね、アプローチ、地権者との橋渡し、可能な範囲でこれに伴う環境整備に努めてまいります。

また、地域交流地区以外の地区計画区域においても、良好な集落環境の維持と発展に向け、さらに住宅や業務施設が立地しやすい環境を整えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

全協でもいろいろと説明していただきました。

9月にはですね、写真のとおり——今バイパスの現状の写真ですけども、何とか9月には開通できるのかなと、目鼻がついたような感じでございますけども、このときにですね、同時に——今、前の写真で出てたようにですね、払い下げた県の土地に30台の駐車場を設けるということですけども、同時にですね、バイパス開通の9月と同時に開場できれば、それに伴って、歩け歩けとかね、遊歩道みたいな感じで、開通前の村民参加のそういったイベントをできないのか、企画案などございましたら伺いたいなと思っておりますので、ご答弁

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えをさせていただきます。

国道125号バイパスにつきましては、トレセン進入路までの開通時期が9月となる予定となっております。払い下げの土地の駐車場整備をするには、まずですね、開発許可の変更申請をし、許可をとる必要があります。この、許可取得に約1カ月から1カ月半を要する見込みでございます。この整備完了までの期間短縮を考え、進めてまいりたいと考えておりますが、9月ですね、国道125号バイパスの開通時期に駐車場整備が完了するのは困難であると考えております。

今後の駐車場整備のスケジュールとしては、開発変更許可の手続と同時進行で工事ですね、準備をしていき、許可取得後、直ちに工事に入れるよう準備を進め、遅くとも10月半ばには完成をさせたいと考えているところでございます。

また、11月3日には、産業文化フェスティバルの第2会場として利用したいと考えておりますので、駐車場拡張後のですね、最初の交流館のですね、イベントとなるものと思われま

す。議員ご指摘のようにですね、A地区の駐車場整備が同時に完了し、この場所を使い式典ができれば、それはですね、よいことだと私も思いますが、このようなことから、同時期の式典となると、かなり難しいものとなるものと思われま

す。次にですね、バイパス開通前のイベントでございますが、当該道路の整備につきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所により事業を推進していただいておりますことからですね、開通の式典等については、竜ヶ崎工事事務所が主催し、執り行われることとなります。

バイパス開通の式典について、竜ヶ崎工事事務所に確認いたしましたところですね、今回の開通については、全体計画からすれば、あくまでもですね、部分的な開通となりますことから、大きなイベントとしての開催は予定していないというようなことでありまして、竜ヶ崎工事事務所の主催によりですね、美浦村の関係者にご参加をいただき、「交通の安全祈願祭」という形で予定しているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

再々質問になると思うんですけども、本村内のバイパスに関してはですね、この先、写真の先ちょっと、後何百メートルくらい残っておりますけれども、ほぼ全線開通になると思います。竜ヶ崎工事事務所のほうでですね、交通安全祈願祭をやるようですけども、これと同日にですね、時間を制限して、歩行者天国みたいにですね、村民の皆さんに自由にね、散策してもらいながら、遊歩道みたいな感じのイベントなどを企画して、交流館の駐車場は間に合わないということですけども、交流館直売所を交流館が同時にですね、カスミさんも同時に合同のジョイントイベントみたいな形での——なんてイベントですかね、そうい

うものできないのか、また何とか各機関と協力してですね、やってもらえるような形で進めていただきたいと思いますけれども、非常に難しいとは思いますが、ぜひ企画してやっていただきたいと思います。

そこで、どういった企画があるのかお伺いしたいと思いますので、ご答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えをですね、させていただきたいと思います。

国道125号大谷バイパスは、美浦村役場東交差点から稲敷市佐倉地内までの延長2.6キロメートル区間となっております。そのうちですね、美浦村区間は約1.9キロメートルとなっており、本年9月供用開始となる区間は約700メートルで昨年3月開通になった部分を合わせますと約1.1キロメートルが供用開始となり、美浦村地内の未整備区間は約800メートルとなります。村といたしましても、国道125号大谷バイパスの全区間ですね、早期の開通を期待しているところであります。

議員ご質問の、開通式典に合わせ遊歩道イベント等ができないかのご質問でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、開通の式典等については竜ヶ崎工事事務所が主催して執り行われることとなりますことから、どのような形であれば開催可能か、竜ヶ崎工事事務所やJA茨城かすみなどともね、協議をいたしまして、実施に向け前向きに検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） ここで、飯田洋司君の一般質問の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午後零時00分 休憩

---

午後1時01分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飯田洋司君の一般質問の途中でございますので、飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 画質が非常に悪うございましたので、これはちょっと謝らせていただきます。自分はいろんなところでファイルを添付していますので、あんまりいい画質だとアプリケーションによってちょっとね、送れないこともありますので、多少画質悪くして送りました。申しわけございません。

先ほどの続きですが、答弁ありがとうございました。

将来ですね、美浦村村内でのバイパス開通式典はやりたくともできません。ことしのみです。費用対効果もございますけれども、関係機関と協議してすばらしいイベントが開催できますよう、ご努力願います。

次の質問をしますので、資料をお願いします。

〔事務局資料操作〕

ひきこもりについて質問します。

同僚議員が1年ほど前に質問しておりますが、答弁では現状のまま担当課で処理するという答弁でした。1年ほど過ぎましたので、少しは対策など進んできていると思いますが、本村の現状とこれからの対策をお伺いします。

ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

「ひきこもり」の定義といたしましては、少なくとも6カ月以上は社会参加ができずにいる状態であり、かつ、社会生活の再開が著しく困難となって精神保健・福祉・医療の支援対象となる状態を言います。

まず、ひきこもりの現状についてお答えいたします。

平成28年度に茨城県が県内の民生委員・児童委員に実施いたしました、基準日を平成28年6月1日現在、対象年齢を15歳から65歳前後とする方に「ひきこもりに関する実態調査（回収率が48.3%）」によりますと、アンケートで回答のありました総数2,449件中37.9%、「ひきこもりに該当する、または、類似する方がいる」と回答されております。この964件のうち、本村からの回答は4件となっております。

また、本村では、毎年数名の方から相談があることから、悩みや困難を誰にも打ち明けられずにいる方は少なくないのではないかと推測されます。

ひきこもり本人やそのご家族からの相談に対しましては、平成23年に茨城県のひきこもり支援対策として設置されました「茨城県ひきこもり相談支援センター」や保健所などと連携し、ひきこもりの支援に取り組んでいるところでございます。

次に、今後の対策についてお答えいたします。

ひきこもりの要因としましては、精神的な病気や障害があつて適応に困難を感じている場合や、「社会的ひきこもり」と言われる必ずしも精神疾患に起因しない場合もあり、背景や環境等の面で多様性が見られ、一概に有効な援助技術を示すことは難しいと言われております。

「ひきこもり状態」は、周囲との関係の中で「ひきこもる」ことによって強いストレスを避け、仮の安定を得ている状態であり、まずは相談の中でひきこもりの背景を整理し、状況を適切に判断する必要がございます。

慢性化したひきこもり状態から抜け出すためには、第三者のかかわりが必要となる場合が多く、悩みを抱え込まずに相談することが重要となるため、本村におきましても、ひきこもり相談支援センターや保健所と連携をしながら、それぞれの方に応じた方法で支援してまいりたいと考えております。また、地域全体で見守るためのひきこもりに関する啓発や情報発信等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

再質問ですが、私としては1年過ぎましたのでね、少しは対応が進むかなと思いましたが、大変非常に難しい問題で、なかなか相談に来てもらえないということで、なかなか進まないのが現状なのかなと思っております。

以前、同僚議員の質問でもありましたけれども、ひきこもり、家族、そして当人といった形で、カフェコミュニティの設置はどうかという質問をしましたが、場所、費用などいろいろ問題もあるでしょうけれども、NPO法人、ボランティア団体と協力して対応していただきたいと思っておりますけれども、どういった形で対応するか、本村独自のものがあればお伺いしたいと思っておりますので、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ひきこもり支援の前提は、相手のお思いを受けとめる「受容的態度」です。受容的態度なくして支援は始まらないと思っております。

ただし、受容にせよ待つことにせよ、そこには常に限界があると思っております。

適切な対応の指導を受けることによって、ご家族の方の態度が変わるだけでも状況が好転することがあり得ます。

ひきこもりの状態になる要因は、ストレスや環境の変化によるもの、精神的な疾患によるものなどさまざま、一つの原因で生じるわけではございません。

また、その原因を明らかにしても、問題が解決することは少ないようです。今いるところから、今持っている考え、価値感などをどう変えていくか、それぞれの方に応じた対応方法を見きわめることが必要だと思われまます。そのためにも、茨城県ひきこもり相談支援センターや保健所などと連携し、個々に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） いろいろ調べましたけれども、本当に大変難しい問題かなと思っております。本人、そして家族へのアプローチ、家族の支援、少しずつ、一歩ずつ前進するしかないのかなと思っております。

関係機関と協力、そして指導をいただき、支援をお願いしたいと思っております。

そしてですね、本村独自でひきこもりの調査をするのかをちょっとお伺いしたいと思っておりますので、ご答弁のほうよろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村における独自調査とのご質問でございますが、ひきこもりの実態につきましては、茨城県が行う実態調査や関係機関等との連携により把握できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、今年度国は40歳から59歳を対象にした全国調査を検討していることから、こちらにつきましても注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございました。

平成28年2月にですね、茨城県のひきこもり調査、そして平成29年ひきこもり調査の発表ということで、平成30年、本年40歳から59歳のひきこもり調査と少しずつ毎年前進しております。調査結果を踏まえ、本村担当課も関連情報収集と研究を引き続きしていただき、対応をお願いして、最後の質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、空き家・空き地対策について質問をさせていただきます。

まず初めに、空き家について「美浦村空家等対策の推進に関する条例」が制定し、本年4月1日に施行されたことが「広報みほ」に掲載をされました。

調査の結果、村内に220件の空き家があるとのことですが、この条例制定により全ての空き家が地域住民に悪影響を及ぼすことなく、安心・安全な環境となることが期待をされます。

そこで質問ですが、まず初めに、制定した目的と期待できる効果について、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、ご質問にお答えを申し上げます。

議員申されますようにですね、本年4月1日に、美浦村空家等対策の推進に関する条例が施行されております。

まずですね、条例の策定の主な目的でございますが、「空家特措法」に規定する倒壊等の恐れのある特定空家に対しての行政指導等や空き家所有者の責務などを改めて規定するとともに、建物の状況は現段階においては特定空家とは認定するには至らないもののですね、将来的には特定空家となるおそれのある空き家を準特定空家として認定することでございます。

そのことによりまして、特措法では規定していなかった行政指導の実施が可能となりですね、特定空家となることを未然に防止することが可能となります。

また、台風や大雨、強風などにより建物の崩壊のおそれがあるときや樹木の倒木の可能性がある認められた場合において、行政側で即時にですね、最低限の対応がとれるよう緊急安全措置を規定したことにより、空き家周辺の安全確保を可能とするというような効果がございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの答弁です、特定空家になることを未然に防ぐことができるようになったり、また、空き家周辺の安全確保が可能となるということを伺いまして、本当にこの効果に期待をするわけでございます。

次に、特定空家等に対する措置の推進状況をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

特定空家に対する措置の推進状況でございますが、昨年度においては4件の候補がございまして、そのうち2件をですね、特定空家に認定し、指導書を所有者に対し送付しております。

認定をした2件のうちですね、1件につきましては、今年度から始めた解体費補助制度を利用し解体する見込みとなっております。

この物件につきましては、南原地区の案件でございまして、空き家の管理を依頼する通知を送付しましたが、相続人より連絡はありませんでした。

その後、台風で家屋の一部が崩落し、前面道路へ飛散するおそれがあったため、緊急安全措置として、崩落部をですね、取り除きを実施したところでございます。

その後ですね、空き家の倒壊も考えられ危険な状態であったためですね、特定空家に認定し、指導書を送付いたしております。

その後、当該家屋を購入したいという方があらわれたためですね、その旨を伝えるべく相続人へ連絡し、現在は相続登記を行っており、補助金を利用しての解体、そして、土地の売却へ向け進めているところでございます。

そのほか、認定していない2件についても助言や相談を行い、解体をしていただく方向で進めているというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま1件の特定空家に対しての進捗状況をお伝えいただきまして、実はその物件に関しては過去にも、その物件に対して私自身も一般質問した経緯もございまして、とても進捗状況がわかりましたこと、安心をいたしました。

また、認定をしていない2件の物件も早々に手続きできますことをご期待申し上げます。

ただいまお示しの4件以外にも苦情や問い合わせがあると推察をいたします。

そこで、そのような物件で成果の出た事例がありましたら、お教えいただきたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

苦情・問い合わせ物件で成果の出た事例ということでございますが、定光地内ですね、

倒壊のおそれのある家屋の例がございます。

こちらについては、建物と敷地の所有者が違う物件だったためですね、職員がそれぞれの所有者を仲介し、解体に至り解決をしております。

ほかにですね、根火地内の物件でございますが、所有者に空き家の管理をお願いする通知を送付したところですね、自身も相続で譲り受けたもので対応に困っており、可能であれば解体したいというような意向があることがわかりました。しかしながら、相続人が遠方というようなこともあり、村内のですね、解体業者から見積もりをとり相続人に送付するなどしたところ、業者に委託し解体作業を実施していただいております、年度内には解決する見込みとなっております。

また、空き家がですね、放置され管理不全な状態となることを防止するため、村とシルバー人材センターが協定を結び、空き家の適正な管理を推進しております。

業務内容は、空き家管理業務・雑草等の除去・樹木の剪定・枝おろし・家屋等の修繕作業などがございます。空き家等の所有者へシルバー人材センターの紹介を行ったところですね、草刈りや樹木の伐採などで、平成29年度実績で30件の解決に至っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの答弁で、空き家の所有者の方のご苦労もうかがえたわけですが、素晴らしい実績であると評価をさせていただきます。これは、担当課からの働きかけがなければ、そのまま手をつけられない物件であったと思います。難しい案件、お疲れさまでございました。近隣の方々が不安や恐怖から解放され、安心して過ごせることはとてもよかったことだと思います。

続きまして、空き家の適正管理を目的として、シルバー人材センターと協定を結んでいるとのことですが、空き家には動物も住みつき、近隣の方々にとっても迷惑をかけているのが現状でございます。

そこで、適正管理業務への「動物の住みつき」の追加が必要であると考えますが、その点はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

適正管理業務への動物の住みつきの追加ということでございますが、条例にですね、追加してはどうかというようなご質問かと解釈しまして、お答えをですね、させていただきますと、このように思います。

最近はですね、空き家の管理が不十分なため、野良猫だけではなくですね、タヌキやハクビシン等が住みついてしまうケースも報告を受けております。

こちらについては、条例第7条において、村はですね、空き家等の発生を未然に防止するため、建築物の所有者等に対し、建築物の保全、活用等に関する知識の普及及び啓発を行うものとする規定しております。動物の住みつきについては、建築物の保全という規定によ

り、所有者へ周知する際にですね、空き家を放置した場合に起こり得る弊害の1例として記載していきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま、条例に記載していただける旨の答弁をいただきました。また、それでは条例とあわせてですね、シルバー人材センター業務にも追加の要望をぜひお願いしたいことをつけ加えさせていただきます。

それでは「適正管理」について、空き家所有者の名義変更時において、周知をどのようになされているかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

所有者の名義変更時についての周知でございますが、相続等で所有者が変わったことを把握した場合ですね、所有者に対して、改めて適正管理についてをお願いをしていきたいと考えております。

あわせまして、相続もしないままになっているケース等もあることからですね、相続と登記の啓発についても、ホームページやパンフレット等で行っていきたくと考えております。

またですね、売買等で名義が変更になることもあるわけでございますけれども、こちらは、活用目的があつて家屋を取得するものと思われまので、周知は不要かとは思われるところでございますけれども、経過観察は行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村のホームページやパンフレット等ということで、できる限りのことで啓発をしていくというような前向きの答弁であつたと理解をさせていただきます。

先ほどですね、2番目の答弁でも述べられておりましたけれども、特定空家等に対する解体費用の一部助成する制度が、本年4月に施行されました。この制度に対する問い合わせ状況があるのか、ないのか、今現状でお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

解体費用の一部助成に対する問い合わせでございますが、こちらにつきましては現在のところございません。

しかしながらですね、先ほど申し上げましたように、指導書を送付した内の1件については、今年度から始めた解体費補助制度を利用し、解体する見込みとなっております。

交付対象が特定・準特定空家であり、その所有者に対しては案内を行っており、解体を含めですね、適正な管理をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 条例を制定したことによって、危険な状態で放置されている特定空家等に対する、行政からの積極的な働きかけがなされて、地域住民の不安を払拭され始めている現状が伺いましたこと、安心をいたしました。今後の利用促進をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「空き地」について質問をいたします。

空き地の管理は所有者が近くに居住しているところは、きちんと管理をされている傾向がございますけれども、遠くの方ですと、樹木の成長に合わせた管理は難しいのが現状です。

そこで、住宅地隣接の空き地の樹木等の苦情問い合わせと、それに対する対策をどのようになされているのかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

住宅隣接の空き地の樹木等の苦情問い合わせと対策についてでございますけれども、昨年度ですね、樹木の苦情は51件ございました。

対応といたしましては、所有者を調査の上ですね、適正管理についてお願いをしております。あくまでもですね、当事者間の問題でありますことから、強制的な指導はできず、お願いというような形で連絡をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 51件ということで、多いのか少ないのかは推しはかれませんが、またその対応が大変なものではないかなということは推察できるわけでございます。実はですね、私も何件か依頼をした経緯がございまして、そのときは本当に早期対応していただきました。相談者より「明るくなり、家も不安が解消されて、これからは安心して過ごせる」等の喜びの声をいただいております。この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

この時期は梅雨どきに入り、暴風等で樹木が倒壊のおそれや枝が倒れて道路を遮断し、車が通れなくなる状況が出てくる時期でもございます。通学路もしかりであります。

そこで、通学路の樹木及び雑草の管理について、どのように対応がなされているのかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

通学路の樹木及び雑草管理対策ですが、道路敷につきましては都市建設課で管理をしております。危険であると判断される箇所については、職員で除草等を行っております。春から初秋にかけては路肩等ですね、雑草の繁茂が著しいため、担当課の職員には暑い中でのですね、作業が大変な負担となっているところでございます。

また、民地からの雑草または樹木の枝等については、所有者へ連絡をし、対処をお願いし

ておりますが、所有者が村内在住の方であり——村外ですね、失礼しました。村外在住者でありますね、早急な対策がとれない、また、連絡が取れないなどのケースもあり、道路へですね、越境など、通学児童に危険が及ぶことが考えられるような緊急を要する案件に関しましては、職員がその部分を除去する場合もございますが、その場合でも極力ですね、所有者に同意を得て実施するよう心がけております。

いずれにいたしましても、所有者に対処していただくことが大原則であります。

これまでには、台風や降雪時の倒木等については、通行に支障を来し緊急を要すると判断した時点で、直接除去を実施しております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ぜひですね、今後も迅速な対応がなされますことを期待しております。

次に、通学路に限らず、歩道側に防犯灯があっても樹木に覆われ、明かりがかすんでいる箇所を見かけます。

資料をごらんください。

〔事務局資料操作〕

こちらは、そのような場所での昼夜での歩道がどれだけ見えるかということを対比させたいと思ひまして、写真を撮ってまいりました。

これは、信太バス停付近のトレセンに向かう側からの写真です。信太バス停の先には、自転車を押して歩いている子供がいますが、皆さん見えますでしょうか。右下の写真なんですけれども、車のライトが照らし出されていますけど、その左側歩道です。その歩道に本当は人がいるんです。でも全然見えません。実は、その真上に街灯があります。ですので、こういう状態のところはとても危険である。せっかく防犯灯があっても、役をなしていないということが感じられます。

夜ですと街灯があるので、ここに街灯があるなっていうのは、右上ですね。真下から見ると、ここに街灯があるのは見受けられますけれども、樹木で覆われております。かすかに明かりが見えます。

その左を見ますと、昼間の時点では、左側——実は左、どこに街灯があるかなって、大分探して撮った写真です。実際に写真が——街灯が見えませんが、だから、明かりがあるから街灯が見えたんですけども、このように、実際目視しても見えないほどの場所が、村内には何カ所か点在されているので、ちょっと危険性を感じたわけですので、この場所をちょっと一つの例として挙げさせていただきました。

次のページなんですけれども、これは、大谷小学校周辺の児童館側に向かって、トレセンから児童館側に向かって坂のところにあるJRAの立派な街灯なんですけれども、夜はそこに街灯があるのは見えますが、右上を見ますと、街灯は見えますが、その下の道、歩道の下は明かりが見えませんが、だから、上に街灯があるのがわかっても、そこを通る人にはその

明かりが通っていないという状況がこれで見受けられます。

その右下は、真下から見ますと、やっぱり樹木に覆われて、明かりがかすかに見えるっていう形になっております。

全体を見ますと、左側、左上、これ、日中見ますと街灯見えませうでしょうか。防犯灯がどこにあるのか見えません。だから、昼間のほうの防犯灯が見えにくく、夜になると明かりがつくので防犯灯があるということが目視できます。

こういう状況っていうのは、せっかく村内は——私は、近隣に比べて美浦村は、本当に防犯灯をつけていただき明るい村だなというふうには、よその自治体を歩くと余計に、美浦村の明るさ、努力は理解しているわけなのですが、せっかくつけているこの防犯灯がその意味をなさない。それでは、住民の安心・安全のための防犯灯の役がなさないということは、とても残念なことだなと思ひまして、このように対比した写真を撮らせていただきました。

そこで、隠れている樹木等の対策をどのようになされているのかをお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

こちらにつきましてもですね、所有者に連絡をし、防犯灯周りの樹木の枝を払っていただくよう、お願いしているところでございます。

ただいまですね、議員ご指摘の箇所等々につきましては早急にですね、担当課長がただいま出ておりますので、現地を確認しまして対応をしていきたいと、このように思っているところでございます。

さまざまですね、ケースがあり、その都度、事案にあったですね、対応しているというのが現状でございます。

よろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 本当にですね、所有者の方々の意識によって対応の差があるということは重々承知しておるわけでございますが、暗くなって通る子供たちや住民の方々の安心・安全のために、何としても協力していただけるように、さらなる働きかけをお願いいたします。

再質問いたしますが、通学路の件と防犯灯が隠れる樹木の繁茂は関連いたしますので、あわせた質問をさせていただきます。

草刈りや樹木の伐採に関しては、担当職員の献身的な対応に頭が下がります。本当に評価をさせていただきます。

近隣の方々の善意で草刈りをしてくれる場所も多いわけですがけれども、実際にボランティアでご協力いただいている方々の中でもいろんな声が上がっておりまして、「やってあげてたくても腰が痛くなったり、体調が悪くなってできなくなってきたんだよ」との声もあり、

高齢化のために地域の方々の協力が厳しくなってきております。

繁茂期は、都市建設課だけでは大変ではないでしょうか。シルバー人材センター等に協力依頼はできないものか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

道路に繁茂した雑草に関しましては、都市建設課が管理をしております。先ほど申し上げたとおりでございます。

しかしですね、日常のほかの業務をこなしながら、限られた人員の中で、草刈りもこなしていかなければならない。そのためですね、村内全域をカバーすることは、かなり困難なことでございます。

そのような中ですね、住民の方たちにボランティアで道路の草刈りをしていただき、大変助かっているというようなところでございます。

議員ご指摘のですね、ボランティアで草刈りをしていただいている住民の方も高齢になり、続けることが難しいということでございますが、無理にですね、無理をしてまでやっていただくものではございませんので、その場合はですね、役場にご連絡をいただければと思います。

また、村道の草刈りをシルバー人材センターに依頼することは可能かというようにお話でございますが、これからですね、一層雑草が繁茂する時期となりますので、通行の支障になっている箇所の対処については、シルバー人材センターへの委託を含めまして、迅速に通行の安全を確保をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 迅速な対応に努めていただけるということは、子供たちを含め住民の安心・安全につながります。前向きな答弁に感謝をいたします。

また、通学路は毎日利用して現状がわかっているのは児童・生徒です。保護者がどこに問い合わせをしていいかわからないとの声も寄せられております。

そこで、通学路の状況が雑草樹木の繁茂で危険なときの情報連携をどのようになされているのかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

通学路に関しましては、役場・学校・警察・竜ヶ崎工事事務所等で年1回ですね、危険箇所について点検を行っているところでございます。

しかしですね、それだけでは季節等によって変化する通学路の状況を把握するのは難しいというのが実状でございます。

毎日、通学に利用している児童、また、それを見守っている保護者の皆さんから情報をいただければ、役場としては大変助かるところでございます。

問い合わせ先としては、通学に関することに関しては学校教育課、道路に関しては都市建設課、交通安全施設については生活環境課と各担当課がごございますが、窓口がわからないという場合にはですね、役場のほうへ連絡をいただいた際に、担当課におつなぎをいたしますので、その旨ですね、保護者の皆様にもお伝えいただければ光栄かなと存じております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの答弁、了解をいたしました。

午前中での質問の方の答弁でもありましたけれども、学校においては校外指導員という方がいらして危険箇所の安全点検もなされている部分もありますが、いろんなその役をしていない方々がこういうふうな不安を感じているところがございます。役員に関しては、1番先には学校のほうに問い合わせをしたり、連携をつけられるかと思いますが、そうでない方にも——どうも役場に電話をするのは敷居が高いらしく、臆している気配を感じますけれども、今の答弁でもっと気楽に電話をするようにということをお伝えをさせていただきます。

そこで最後に、村長にお尋ねをいたします。

環境整備は、美浦村でも住み続ける住民にとって、安心して生活する上でとても大切な事業と認識をしております。

また、本当に来村される方々にも、美浦村は風光明媚なすてきな村だと言っていただける美浦村になってほしいと願うものです。

そこで、空き家等に対しても強制執行もできる環境が整いました。空き家と空き地対策全般について、村長の思いを、お尋ねをさせていただきます

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは林議員のですね、空き家、空き地という部分については、今、担当部長のほうからですね、ほぼ完璧な答弁ができたのかなというふうには思っております。

でもね、環境がいいところに人は住み続ける、また、人が移動していくということも考えられますので、迅速な対応という部分では、どの課に連絡をすればではなくて、885-0340にかけて「こういうことだよ」ということであれば、交換手が適切な課に電話をつないでいただけるものと思います。ぜひ、課を自分で選定しなくても結構です。まずは、役場に電話をかけて、その相談を交換のほうを選別していただけるものと思います。

また、空き家はね、法律が整備されましたので、それぞれ特定空家も含めて議員がおっしゃるように220件もの中で、どういうふうな対策をとるかということは、今、生活環境課のほうでそれぞれ8回くらいに分けてね、段階に分けて、それぞれに取り組んでおります。その中で管理がなかなか行き届かない部分は、シルバー人材センターのほうに管理を少しづつ持ち主も契約をしているような状況も見られます。

また空き地についてはですね、なかなか難しいのと、後は通学路、これについても先ほど

ね、写真を撮ってきて電子黒板に映していただいて、昼間と夜の違いが——私もそこまでは気がつかないんですけど、村の財産の部分であれば、幾らでも簡単にきるんですけども、官と民の場合は、民の部分は民のほうにまずお願いをする。なかなか、適切に動けない場合には、官のほうでね、やりますよということで——これは、全部はやるわけにいかない、支障を来す部分について、例えば、これから大風が吹いたり台風で倒木があったりしたのでは、通行に支障が来す場合には、これは迅速にやるしかないというふうに思います。

ぜひそういう意味では、何とか迅速に、それぞれ都市建設課も動くんですけども、私も——125号、国道の場合には県が所有する部分については、県が道路の里親制度を募集しています。これは1キロメートル管理しないとね、里親制度に認めてもらえないんですね。そうすると、その区間1キロメートルは、いろいろと道具から何から県が用意をしてくださる。ガソリンが必要ならガソリン・燃料費も出してくれるというふうな制度があります。

美浦の中ではそういう制度は、担っていただける団体は今のところないんですけども、よその市町村ではもう、里親制度をやっている。立ち上げて担ってくださっているところがあります。美浦でもそういう部分を、竜ヶ崎工事事務所に契約をできるような団体が出ていただければうれしいかなと。

これは県のほうの道路なんですけど、村の通学路も——これは、1キロメートルとは言いませんので、300メートル500メートルを、それぞれの地域の人が「私たちがやりましょう」と村の里親制度をつくったときにやってくれる団体がいれば、ある程度の除草に使う機械とかそれについて運び出すものについては、まとめておいていただければ村が動くとか、そういうものはこれからも民の力をかりないと迅速に動けない部分も出てくるのではないのかな。

美浦バージョンのそういう道路の里親をどのくらいの距離を目指すかというのは、まだ決めておりませんが、多分、部長があれだけで立派な答弁をさせていただいたのでは、その道筋はつけていただけるぐらいのことは、部長にちょっと素案をですね、立ち上げてもらえるようなことは、ちょっとお願いしていこうかなというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまはですね、本当に通学路の里親制度、美浦独自でスタートすれば、どこでもやってないことですよ。そういう意味では、やっぱり2番目3番目にやるよりは、1番目にやることで、より多くの自治体にPRすることにもなりますので、部長、完璧な答弁をされた部長ということでございますので、この里親制度、何とか早期に実現をしていただいて、本当に地域のことは地域で守っていく、支え合っていくというモデル的な美浦村になることも、今の答弁で期待できるのかなというふうに安心をいたしました。

実際にですね、空き家なんですけれども、本当に空き家のお家で樹木を植えて他県に住まわれている方というのは、樹木がどれだけ高く伸びるかということは全然想定されてないですね。ですので、電線よりも高くなっている樹木は近隣の方はとても恐怖なんです。今度、

暴風が起きたときに、その樹木が倒れて自分の家のほうに倒れてきたらどうしようかというのを、本当に不安を抱えながら、担当課のほうにも問い合わせはしておりますが、なかなか所有者の方のご理解が得られず、そのまま頓挫しているご家庭もあります。

そういう意味では、これからも、この条例を制定したことでもっと強制力をもって——やっぱり近隣——そこに所有権があるということは、美浦村の地域住民と同じ思いでその家を管理していただくということを要望をしていただいでですね、さらに文面も大変かと思えますけれども、何とか、自分の家の周りに住んでいる方々へもご迷惑をかけない管理をしていくことの大切さを訴えていただいで、そういう不安を払拭するような対策が今後も美浦の中で進みますことをご期待申し上げたいと思っております。

常に言われることでございますが、行政や地域家庭の連携を強化していくことでですね、この美浦村の自然環境を守りながらも、住みやすい美浦村となることを願いつつ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中であります、暫時休憩といたします。

2時10分再開といたします。

午後1時51分 休憩

---

午後2時11分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） 1番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、本村の文化力について質問いたします。

文化・芸術は人に楽しさや感動そして精神的な安らぎを与え、それらが人生を豊かにし、さらには温かな人間性の涵養へとつながってまいります。

また、人生や社会に彩りと活力を与える文化・芸術は、地域社会においてかけがえのない結びつきや連帯感も強めていきます。

昨年の文化芸術基本法の成立から1年がたち、国も今後、さらに文化や芸術の振興に力を注いでいくとしています。しかし、一方で多くの自治体や地域には文化事業の衰退・萎縮が見られ、これからのあり方に懸念が広がっているようであります。

そこで、本村における文化祭等の事業・イベントの取り組み、内容や参加の推移についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 松村議員のただいまのご質問にお答えいたします。

年間を通じてさまざまなイベント、行事を実施しておりますが、そのうち、規模の大きい行事4件についてご報告させていただきます。

初めに、「みほ産業文化フェスティバル」について報告いたします。

本フェスティバルは、例年11月3日、中央公民館を主な会場として行われ、管内においては、文化協会会員を初め、住民の方が制作された手芸品・絵画・写真等の展示、また、カラオケや舞踊といった各種発表及びプロ歌手をゲストとして迎えた「芸能発表会」、また、野外会場を「お祭り広場」と称し、商工会を中心として各種団体が模擬店を出店し、物産販売を行う「産業祭」を行っております。

村内の各種団体のほか、「新潟県 横越地区」「大洗町」、災害時協定を締結する「茨城町」「福島県大玉村」といった本村と交流関係にある自治体も参加いただいております。

「野外ステージ」においては、キャラクターショーや「安中小縄文太鼓クラブ」「美浦中吹奏楽部」の演奏、「お楽しみ抽せん会」を実施しております。

役場駐車場では、美浦ライオンズクラブによる「献血コーナー」や建設業組合による「はたらく車に乗ってみよう」、また、近隣商業施設であります「ヨークベニマル美浦店」にご理解ご協力を得て、同日には特設コーナーを設けていただくとともに、駐車場の配慮もいただいております。

また、昨年からは「カスミ美浦店」「みほふれ愛プラザ農産物直売所」の協力も得て、特設販売や陸上自衛隊の車両展示、また、みほふれ愛プラザにおいては「子ども作品展」のうち、中学生の作品の展示を行いました。

参加状況は、平成27年度、参加協力団体が133団体、出店展示ブース55団体、来場者数約5,000名と推計します。

平成28年度、参加協力団体が135団体、出店展示ブース56団体、来場者数約5,000名。

平成29年度、参加協力団体が128団体、出店展示ブース51団体、来場者数約5,500名。

また、「みほ産業文化フェスティバル」は11月3日だけのイベントではございません。

まず、子ども作品展であります。平成29年度におきましては、中央公民館の館内展示は2日から5日まで、子ども作品展を7日から19日まで展示したところでございます。特に、子ども作品展は、平成27年度までは保健センターを会場として、3日間、同センターの開館時間のみ展示しておりましたが、平成28年度より会場を中央公民館に移し、展示期間を3日間から大幅に延長、また、展示時間を夜7時までとしたところ、仕事をされている保護者の方も「親子で見学できるようになった」と好評を得ております。

音楽フェスティバルは、平成28年度より2日間にわたり開催することとし、それぞれのジャンルを分け、より充実した内容の発表会としておるところでございます。

そのほかにも、「着付会」「俳句会」「俚謡大会」は、各団体の皆様が日ごろの成果を発表する場として大きな役割を果たしており、また、「映画祭」は、子供向けの作品を上映し、多くの家族連れでにぎわっておるところでございます。

次に、「村民体育祭」でございます。

本イベントは、昭和31年より実施し、村民の体力の向上・健康増進の場として、また、村民相互の親睦の場として大きな役割を果たしてきたところでございます。

近年は社会情勢の変化や核家族化、少子高齢化の影響により参加地区が減少しておりますことから、地区対抗種目の人数や参加要件、協議内容等、より参加しやすいイベントとするため、見直しを行ってまいりましたが、しかしながら、いずれも有効な手だてにならず、昨年の参加は13地区、うち、地区対抗種目6種目全てに出場した地区は7地区であり、選手登録された方の人数は延べ878名でした。合わせまして、屋外でのイベントということで天候にも左右され、平成27年度、28年度は雨天中止となりましたが、参加地区数、エントリー数で報告します。

平成27年度、参加地区数18地区、地区対抗種目全て参加の地区が9地区。

平成28年度、参加地区数18地区、地区対抗種目全てが7地区。

平成29年度、参加地区数13地区、地区対抗種目全てが7地区でありました。

次に、「陸平縄文ムラまつり」でございます。

「陸平縄文ムラまつり」は、貴重な地域財産である陸平貝塚を地元の方々を初め、多くの方にさせていただき目的で平成7年度より始められたもので、毎年10月陸平貝塚公園において開催しております。

ステージでは、縄文太鼓、ほかコンサート、お囃子、コーラス、踊りの披露、俚謡コンテストを行っております。また、この日は、安中小学校の児童全員が学校行事として参加し、体験授業で制作した土器や縄文服の披露及び歌や踊りを発表していただいております。

また、平成28年度まで実施していた「かかしコンテスト」に代わり、昨年度「縄文服コンテスト」を企画しましたが、雨天により中止となったため、今年度改めて実施することとしています。

また、来場者の皆様には「抽せん会」もあり、多くの方にまつり終了まで楽しんでいただいているところでございます。

一方、出店部門では数々の体験ブース・模擬店を出店いただいております。体験ブースは、今年度も元・加曾利貝塚博物館副館長の村田六郎太氏を招き、土器により煮炊き等の体験を指導していただく予定であります。

また、模擬店は陸平をヨイショする会を初め、地元である安中地区の皆様を中心にさまざまな食品等を用意していただいております。

昨年は天候不良により、文化財センターにおいてコンサートのみを実施いたしましたが、約100名の方にお越しいただきました。

参加状況は、平成26年度、参加協力団体が37団体、出店展示ブース27団体、来場者数約1,000名、推計でございます。

平成27年度、参加協力団体が37団体、出店展示ブース27団体、来場者数約1,000名。

平成28年度、参加協力団体が37団体、出店展示ブース28団体、来場者数約1,000名。

最後に、「木原城山まつり」でございます。

貴重な歴史資源である中世の木原城址に整備された「城山公園」を潤いと活力に満ちた地域のシンボルと位置づけ、地域住民のコミュニティーづくりの一つとすることを目的に開催されており、例年、模擬店・芸能発表会・歌謡ショー・お囃子・抽せん会を実施しております。

参加状況ですが、今年度は雨天中止、昨年平成29年度は小雨決行しましたが、雨脚が強くなり2時間足らずで中止となりました。

改めて報告いたします。

平成26年度、参加協力団体が21団体、出店展示ブース19団体、来場者数3,000名以上でした。

平成27年度、参加協力団体が21団体、出店展示ブース19団体、来場者数約3,000名以上。

平成28年度、参加協力団体が22団体、出店展示ブース19団体、来場者数約3,000名以上。

平成29年度、参加協力団体が19団体、出店展示ブース17団体、来場者数は雨で途中中止のため、約300名くらいでございました。

各イベント祭りともに実行委員会を開催し、内容の協議・出店団体の募集・実施後反省会を行い、意見を次年度に反映するよう努め、よりよい内容となるよう継続しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 詳細にわたり、ご答弁大変にありがとうございました。

平成28年に行われた内閣府の文化に関する世論調査によれば、「伝統的な祭りや歴史的な建物などの存在が、その地域の人々にとって地域の愛着や誇りとなる」との考え方に対し、「そう思う」とする人の割合が65.3%、「どちらかというと思う」24.7%、あわせて90.1%、「そう思わない」3.7%、「どちらかといえばそう思わない」4.2%、合わせて7.8%との結果。

また、年齢別では「そう思う」とする人の割合は40歳代で高くなっております。

そして、「お住まいの地域の文化的な環境を充実させるために、何が重要だと思うか」との問いには「子供が文化芸術に親しむ機会の充実」をあげた人の割合が40.5%、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」をあげた人の割合、この二つが高くなっており、ほかには、「ホール・劇場・博物館などの文化施設の充実」が28.1%、「歴史的な建物や遺跡などを生かしたまちづくりの推進」が24.9%と続いています。

また、「歴史的な建物や遺跡などを生かしたまちづくりの推進」を挙げた人の割合は40歳代・50歳代で高くなっております。

これは、身近な文化事業等の継承は、まさに地域社会の進行につながると考えられます。

今後の本村の文化事業等の開催の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

「みほ産業文化フェスティバル」「陸平縄文ムラまつり」「木原城山まつり」につきましては、実行委員会において反省会での意見を十分協議し、よりよい内容となるよう次年度に反映するよう努めてまいります。

「村民体育祭」につきましては、昨年度の状況を踏まえ、関係団体の意見を徴し、昨年より協議・検討を重ねた結果、美浦村民体育祭の代替とする「美浦村民スポーツフェスティバル」を同日開催とし、「みほ産業文化・スポーツフェスティバル」として開催する運びとなりました。昨年までと同様に、光と風の丘公園多目的競技場を駐車場とし、スポーツフェスティバルにつきましては、多目的広場等を会場とし、西は役場から、東はカスミ美浦店までを大きな一つの会場といたします。そして、文化とスポーツが融合し、近隣市町にはない本村独自のイベントとして、さらなる発展を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

これからも村民主体の文化事業として幅広く意見を求めながら、ときに斬新な取り組みをお願いいたします。

先月、文化協会主催恒例の「春の発表会」が催されました。成功裏に終えた一方で、多大なご苦勞をされた同協会の山崎会長から設営の大変なご様子を伺いました。中でも、幾枚にもある重いパネルやテーブルの移動と設置は、役員方にとって重労働とのことであり、過去には作業中にけが人が出たこともあり、その後、保険加入に至ったとのことでもあります。

山崎会長いわく「文化事業の意義は、住民の文化・芸術の振興にあるが、それとあわせて、皆で助け合い協働を通じてつくり上げていくことにも異議があるのではないか。実は、この部分にもっと多くの人、特に職員を初め若い人たちにかかわってほしい」と話されておりました。これからの本村の文化事業の継承には欠かせない論点としてご紹介させていただきました。

質問の最後に、「文化の力は地味かもしれないが、人の心を変える。ゆえに根本的である」との至言を添えて、一つの質問を終わります。

続けて、二つ目の質問をさせていただきます。

急速な高齢化に伴い、65歳以上の認知症患者数は、現在の約500万人から、2025年には約700万人になると見込まれております。今後、認知症対策等をどう強化していくかは喫緊の課題であります。

先日、全国で登録が進んでいる認知症サポーターの数が、ことし3月の時点で1,000万人を超えたとの報道がありました。サポーターの広がりや、症状の早期対応や治療に対し有効であります。

本村のサポーター受講者数などについて伺います。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

平成16年に「痴呆」から「認知症」へと呼称が変更され、厚生労働省では、これを契機に皆で認知症の人や家族を支え、誰もが安心して暮らせる地域をつくっていく運動「認知症を知り地域をつくる10カ年計画」というキャンペーンを始めております。

このキャンペーンの一環として、「認知症サポーターキャラバン事業」がございます。全国で「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても、安心して暮らせるまちになることを目指しております。

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する方のことでございます。

茨城県では、平成18年度から市町村を中心に「認知症サポーター養成講座」を開始しており、平成30年3月末のサポーター累計養成者数は20万人を超えてございます。

本村の平成30年3月までの累計養成者数は542名となっております。

これまで、民生委員、食生活改善推進協議会、ボランティア団体、郵便局員の方々に対しまして講座を開始してまいりましたが、近年、認知症についての関心が高まっていることから、昨年は特にこの事業に力を入れ、老人クラブを中心に16回講座を開催し、計172名の方々に受講していただきました。

認知症サポーターは、何か特別なことをする人のことではなく、自分のできる範囲で活動したり学んだ知識を友人や家族に伝えたり、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーター活動の一つとされております。認知症の方は、手助けをうまく求めることができない場合があります。街なかで「おかしいな」と思う方に対し、「どうされましたか」などと、声をかけていただくことも支援の一つになります。

認知症サポーター養成講座を受講された皆さんの多くが、認知症サポーターとして、地域の中で、あるいは家族の中で、認知症の方への支援、または見守り活動をしていただいているものと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。

認知症は、一たび発症すると社会生活を送ることが難しいとの誤解が根強くあります。

しかし、早期発見や新薬の開発により症状の進行をおくらせることが可能になったことで、発症後も社会で活躍する人が少なくありません。社会参加が進めば、家族の負担軽減や医療・介護費の抑制にもつながります。

今後、さらに村内のサポーターを広げるため、関係組織との連携や住民への喚起の取り組みについて伺います。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

関係組織には、サポーターとしての知識を活用して活動している傾聴ボランティアのほか、社会福祉協議会で行っている老人クラブによる「見守り隊」などがございます。これら

の関係組織と連携することにより、地域で馴染みの高齢者の小さな変化に気づき、認知症の早期発見・早期治療につながっていくと期待しております。

今後、サポーター養成講座の受講者には、来年度構築予定の徘徊高齢者SOSネットワークの一員として協力していただくこと、認知症カフェ等を開いた際には、ボランティアを行ってもらするなど、地域包括支援センターと協力し、一緒に認知症の方やその家族を支えていく活動に取り組んでまいりたいと考えております。

今年度は、住民だけでなく、村職員が認知症に対する理解を深めることは非常に大切であると考え、村職員向けのサポーター養成講座を実施することを計画しております。

また、「広報みほ」や村のホームページを利用し、認知症サポーター養成講座を随時行っていることを、住民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

これからも積極的な取り組みをよろしく願いいたします。

以上で、私からの質問を終了いたします。

大変ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時40分 散会

平成30年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成30年6月22日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第12号 村道路線の廃止について

議案第13号 村道路線の認定について

議案第14号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第17号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 平成30年度美浦村一般会計補正予算(第1号)

議案第19号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第20号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第21号 工事請負契約の締結について

(災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る工事)

議案第22号 物品売買契約の締結について

(災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る物品)

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第23号 平成30年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議員派遣の件

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中	島	栄	君				
教	育	長	糸	賀	正美君				
総	務	部	長	平	野	芳弘君			
保	健	福	祉	部	長	吉	田	正己君	
経	済	建	設	部	長	北	出	攻君	
教	育	次	長	中	澤	眞一君			
総	務	課	長	山	口	栄美君			
企	画	財	政	課	長	菅	野	眞照君	
住	民	課	長	嶋	洋	子君			
福	祉	介	護	課	長	吉	原	克彦君	
国	保	年	金	課	長	鈴	木	章君	
都	市	建	設	課	長	吉	田	公一君	
経	済	課	長	木	鉛	昌夫君			
生	活	環	境	課	長	圓	城	達也君	
上	下	水	道	課	長	埜	口	哲雄君	
子	育	て	支	援	課	長	藤	田	良枝君
生	涯	学	習	課	長	木	村	光之君	
幼	稚	園	長	坂	本	千寿子君			
大	谷	保	育	所	長	保	科	八千代君	
木	原	保	育	所	長	永	井	弘子君	

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	青	野	克	美
書					記	木	村	弘	子
書					記	高	松	良	幸

午前10時02分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成30年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 議案第12号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第13号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第14号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第15号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第16号 美浦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第17号 美浦村医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第18号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 議案書の58ページ、款2総務費 項1総務管理費 目7企画費 節13委託料 12ミホー・アフター事業費補正額270万円、13委託料 5業務委託料 72東京医

科歯科大学霞ヶ浦分院跡地交流資源発信業務委託料について質問いたします。

この東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地交流資源発信業務については、簡単に言えば、病院跡地の内覧会を開催し、アンケートを取り、そして、そのアンケートを収集するといった業務を委託すると伺っています。

そこで、この業務について、もう少し具体的に知りたいので、お聞きします。

まず、病院跡の建物についてですが、議会でも施設視察をしたことがあります。日中でも中は真っ暗で、懐中電灯等ではくまなく見ることはできませんでした。一体、村内外の事業者にくまなく建物の中を見てもらうには、どのような方法で行うのでしょうか。

二つ目に、内覧会を実施するエリアについてです。

病院の建物跡地のみなのか、それとも、煙突部分も含めて敷地全体をエリアとするのか、その点をお聞きします。

またさらに、内覧会を開催する期間です。一体どのような期間をもって考えておられるのでしょうか。この予算を使い果たした時点で終わるのか、あるいは、前もって期間を定めるものなのか。

以上、三つについてお聞きします。

なお、この事業については、委託事業です。本定例会で補正予算が可決・成立した後に、委託先事業者と相談するそういった前提であるとも考えていますから、ここで明確に、あるいは具体的にお答えいただくということはできません。今、現時点で執行部として構想している段階で結構ですから、お答え願いたいと思っています。

○議長（沼崎光芳君） 菅野眞照 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

予算書58ページ、2款 総務費 1項 総務管理費 7目 企画費のミホー・アフター事業費について計上させていただいております東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地交流資源発信業務委託料270万円の詳細についてでございますが、こちらは平成28年度に村が取得をいたしました、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の跡地活用に向けまして、現存している旧庁舎の内覧・学会を実施して、交流資源としての魅力を探るとともに、来場者からアンケートによる意見等を収集し、今後の利活用の参考に資するものでございます。

開催の予定につきましては、10月中旬から11月上旬の同一週の土日2日間を予定しており、そのうち1日は近代化遺産等、あるいは地域振興等を研究されている学術関係者等を対象として内覧・見学会を行い、残りの1日は一般の来場者を対象に実施をしたいと考えております。

ご存じのとおり、当該施設は、平成9年に東京医科歯科大学霞ヶ浦分院が閉院した後は放置された状態でございますが、窓及び扉は閉鎖されており、室内は何もしなければ真っ暗な状態ですが、内覧・見学会の際には、安全対策といたしまして、防災用の照明設備を設置して照明を確保し、来場者の安全の確保を図ってまいります予定でございます。

また、建物自体は戦前の日本海軍時代に建築されたものであり、さきの震災の際にも大き

な損傷を受けない堅牢なつくりとなっております。来場者に対しましては、念のため保険に加入し、ヘルメット等の着用をお願いするとともに、計画に際しては自己責任との原則を確認してもらった上で参加していただく方向で考えております。

また、一般の参加者につきましては、見学する際の安全上の観点から、対象年齢の制限についても具体的に検討してまいりたいと考えております。

そのほか、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地には、海軍時代のボイラー跡や煙突、それ以外の遺構も散在しております。建物内部に限らず周辺の遺構についても散策していただくと考えております。

なお、本事業は、先ほど岡沢議員のほうからもありましたように、委託事業となっております。受託事業者が決定した後、本村発注仕様書をもとに実施内容を協議し、より成果の見込まれる提案があれば、委託金額の範囲内で採用していくこととしております。

以上、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地交流資源発信業務委託の内容について申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの説明で、私が質問した3点、建物あるいは内覧会の対象エリア・期間についても明確にお答えいただいたと思っております。

私は、この病院跡地の有効利活用について、なるべく早い段階で有効活用の策を見出していきたいということをかねてから申ししてきましたけれども、ただいまの答弁をお聞きして、より具体的に進めている——進行していると考えている次第です。

今回のミホー・アフター事業の結果あるいは成果については、ただいまの答弁からすると、早い段階で知らせていただけるものと考えています。その結果を楽しみにお待ちしております。

さらなる答弁は求めません。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（沼崎光芳君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第19号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第20号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第21号 工事請負契約の締結について（災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る工事）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 
- 議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第22号 物品売買契約の締結について（災害に強い屋外防災行政無線システム構築業務に係る物品）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 
- 議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第23号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔事務局朗読〕

- 議長（沼崎光芳君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第23号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億9,439万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、みほふれ愛プラザの駐車場拡張工事費の計上となっております。この駐車場拡張工事につきましては、地域交流館地区の共同開発事業者との協議を重ねてまいりましたが、先日、最終的な結論に至り、効果的に行うため共同開発事業者に負担金を支出して行うこととなりました。

また、11月の「みほ産業文化フェスティバル」までに駐車場の拡張を完了するため、今定例会に追加議案として補正予算の追加をお願いするものでございます。

次に、第2条では4件の債務負担の設定をお願いしております。

初めに、債務負担行為についてご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。6ページです。

現在、使用しています戸籍システム及び戸籍副本管理システムにつきまして、本年12月末をもって契約が終了するため、新たな戸籍システムを導入する契約を行うこととなります。導入に当たり、作業等について検討を行った結果、現行システムからのデータ移行、その確認作業に時間を要することから、早い時期からの作業取り組みが必要となりましたので、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

子育て支援センター（みほふれ愛プラザ）管理費で、駐車場拡張工事費負担金2,100万円の計上をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前のページにお戻り、開いていただきたいと思います。

繰入金について申し上げます。

駐車場整備費につきましては、補助金等の財源がありませんので、財政調整基金繰入金から2,100万円の繰り入れを行うこととし、歳入歳出予算額を2億6,276万円といたしております。

以上、平成30年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の概要についてご説明申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレットに配信のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、タブレットに配信のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成30年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 石川 修

署名議員 松村 広志

署名議員 竹部 澄雄